

12月1日（火）



# 令和 2 年 12 月 1 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

---

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告申し上げます。

本県では平成29年1月以来3年ぶりに、高病原性鳥インフルエンザが日向市の肉用鶏農場において発生いたしました。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、10月下旬以降、全国各地で野鳥からウイルスが検出され、11月に入りましてから、香川県、福岡県、兵庫県の養鶏場で、立て続けに計10例発生しております。県内での発生リスクが高まっているという強い危機感の下、最大限の警戒態勢を取り、養鶏団体や市町村等を含めた対策会議を重ねて開催し、防疫対策の強化を要請、確認するとともに、県内全農場での立入点検や家畜伝染病予防法に基づく緊急一斉消毒の知事命令を発出するなど、対策を強化してきたところであります。

このような中、昨日午後、日向市の肉用鶏農場から、家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加している旨の通報があったことから、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施するとともに、簡易検査を行ったところ、陽性が確認されました。

このため、速やかに県防疫対策本部会議を開催し、PCRによる確定検査の結果が判明次第、迅速かつ徹底した防疫措置を行うための準備を進めるよう指示したところであります。

その後、本日明け方にPCR検査の結果が判明し、疑似患畜であることが確定したため、午前4時半から、県職員やJAグループ職員の計275名が、飼養されております約4万羽の殺処分を含めた防疫措置を行うとともに、日向市及び県警本部等と連携しながら、発生農場付近の道路を遮断したほか、消毒ポイントを設置して、車両の消毒等を行っているところであります。

この間、埋却地の準備などでは地元の建設業協会に、また、夜間の作業で必要となる投光器は国土交通省に協力いただくなど、関係機関等に御協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

引き続き国、日向市、JAなど関係機関等と緊密に連携しつつ、徹底した防疫措置により早期にウイルスを封じ込めるとともに、本日改めて緊急防疫会議を開催し、防疫対策の強化を要請し、県民の皆様へは正確な情報提供を行うなど、蔓延防止に全庁を挙げて全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

---

◎ 一般質問

◎ 丸山裕次郎議長

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。

新型コロナへの警戒が高まる中、鳥インフルエンザへの対応が加わります。関係者の皆様は、事故等にくれぐれも御注意いただき、御注力をお願いいたします。

さて、今回の質問は、通告内容に一部省略や

入替えがありますので、どうか御了承願います。

11月20日、新しく「高千穂口」との愛称になった宮崎駅西口に、県民が宮崎市中心部再活性化の牽引役として期待する「アミュプラザみやざき」がオープンしました。県とJR九州が整備した駅前広場には、週末や夕刻になると多くの老若男女が行き交い、「うみ館」と「やま館」をつなぐあみーろード入り口の横断歩道は、笑顔の来街者であふれています。

日豊本線の線路が自宅の窓から見える地域で生まれ育った私にとって、鉄道は、宮崎と外の世界をつなぐかけ橋のように見えていました。幼き日、親にせがんで初めて特急に乗ったのは古い宮崎駅でした。憧れだった寝台特急「富士」や「彗星」に独りで初めて乗ったのは、93年に高架化が終わり、宮崎駅が新しくなって間もない頃でした。

同じ頃、日豊本線の宮崎県区間に初めて投入された、当時の最新鋭787系車両は、当時「にちりんシーガイア号」と呼ばれていましたが、宮崎駅で初めて乗り込んだ際のどきどきを、今も鮮明に思い出すことができます。

さて、このように外とつながる窓口であった宮崎駅は、2011年のK I T E Nビルの開業に続く今回のアミュプラザオープンで、「にぎわいを創出する拠点」としての新しい役割を担うことになりました。橋通り周辺の既存繁華街との周遊・連携・連動をうまく生み出し、宮崎市中心部のエネルギーをより一層高め、その勢いを県内各地に拡散する発信源となることを、心から期待するところです。開業に至るまで御尽力された全ての皆様に、心から敬意を表します。

一方で、公共交通の本質的な役割である「社会インフラとしての鉄道事業の維持」という意

味では、大きな転換点が近づきつつあるのではないかという気がしてなりません。

宮崎日日新聞11月17日朝刊に掲載されたJR九州・青柳俊彦社長のインタビューは、アミュの開業に寄せる形の仕立てですが、最も重要なメッセージは、紙面の約3分の1を割いた赤字ローカル線の部分であったと思っています。インタビューは余分な解説・補足を加えずにかぎ括弧でくくるスタイルなので、かなり厳密に言葉を引用しているはずですが、その中で青柳社長は、1、交通事業者による独立採算でのローカル線維持は成り立たない、一企業に未来永劫持続しろというのは理不尽、2、交通ネットワーク維持の選択肢としての上下分離やモード転換に言及した上で「沿線自治体に負担を求めることがいけないことだろうか」とし、「維持が難しいことを相互理解した上で、最終的な方法を選ぶのが議論の進展」と、率直な言葉を並べています。

公共交通機関としてのローカル線の現状を踏まえれば、鉄道事業者としての本音でしょうが、県民の一人としては、かなりの衝撃をもって受け止めました。

まず、このインタビューに対する知事の御感想をお伺いします。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

青柳社長のインタビュー記事につきましては、アミュプラザみやざきが契機となって、中心市街地や地域交通ネットワークの活性化へつながる期待と自覚を込めたものであったと感じております。

一方で、御指摘がありました赤字路線への財

政負担や、需要に応じたダイヤ改正とのコメントについては、路線の維持に対するJR九州の姿勢に、改めて強い危機感を持ったところであります。

吉都線や日南線をはじめ、県内の鉄道については、これまでも利用促進協議会などにおいて様々な取組を進めてきたところであります。今後とも、沿線自治体等とも連携し、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

また、JR九州に対しましては、鉄道はもちろん、駅ビルを含めた全体の経営資源を活用しながら、鉄道ネットワークの維持を図り、今後とも、地域の公共交通機関としての責務をしっかりと果たしていただくよう、強く求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 総合政策部長に伺います。

昨年夏の大雨で、吉都線では小林ー西小林間で土砂流出があり、一時的にバスの代行輸送が行われる事態になりました。

この際、県は復旧や代替交通手段の確保などに何らかの支援を行いましたでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 吉都線は、昨年6月末の大雨による災害により、約1か月間、列車が運休になっております。

このため県では、被災後速やかに県議会や沿線市町と共に、JR九州への早期復旧等の要望を行ったところであります。

この災害に係る線路の復旧につきましては、国の災害復旧事業の要件に該当しなかったため、国・県の負担は発生しておりません。

また、代替バスにつきましては、JR九州が有料で運行したものであり、県や地元自治体による支援は行われておりません。

○渡辺 創議員 宮日の青柳社長のインタビューでも、将来的な路線維持に自治体が財政負

担を負うことについて、「負担を求めるのがいけないことだろうか」という形で発言をされています。確かに鉄道は、空路や海路、道路に比べて社会インフラの整備・維持という観点で、公費投入が著しく少ないことは事実です。

平成29年の国土交通省公共事業関連費の予算配分を見ると、全体で5兆1,800億円のうち、道路予算が32%の1兆6,600億円であるのに対して、鉄道予算は僅か2%、990億円となります。しかも、この990億円のうち8割は整備新幹線分ですので、それ以外の鉄道に回る分は僅か200億円に満たないという状況です。

この背景を、国土交通省に長くいらっしゃいました永山副知事に御解説をいただければと思います。

○副知事（永山寛理君） 我が国の鉄道は、明治時代から、長い年月をかけて国による整備が進められ、現在の鉄道網が形づくられたものと認識しております。

その後、国鉄は分割民営化されましたが、その際には、鉄道資産がJR各社に引き継がれるとともに、特に経営が厳しいJR九州など3社には、鉄道ネットワークの維持を目的として経営安定基金が設置されるなど、これまでも、国による所要の支援が行われてきたところがございます。

議員御指摘のように、鉄道は、道路などと同様に重要な社会インフラでありますので、これまでの歴史的背景や民営化の経緯などを踏まえ、JR九州には、今後とも、公共交通機関としての責務を果たしていただくとともに、国に対しましては、路線の維持・存続が図られるよう、引き続き、必要な支援を要望してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。そ

のとおりかと思えます。

近年、九州各県で、大雨などの災害のダメージがローカル線維持の障壁になるという場面が相次いでいます。日田彦山線や豊肥線、久大線、肥薩線などが例として挙げられるかと思えますが、災害の激甚化が顕著な状況の中で、宮崎県内においても同じような状況が生じる可能性を否定することはできないというふうに思います。

深刻な事態になってから考えるのではなく、社会インフラとしての鉄道網が欠かせないという意識が明確であるのであれば、国や自治体の関与の在り方など、住民理解も含めて、少しずつ検討を始めておくべきではないかと私は考えるところです。

JR九州が公開した、平均通過人員が1日2,000人以下の線区別の収支データによると、日豊本線は全体の状況が分かりませんが、佐伯ー延岡、都城ー国分、さらには宮崎空港線、吉都線、日南線、いずれも2,000人以下に含まれています。さらに30年前と比べると、50%以下に減少しているという状況という路線が大半であります。

2,000人というラインは、本当にぎりぎりのぎりぎりの線ということであるのは事実であります。ちなみに、国鉄民営化の際に地方路線廃止の基準とされたのは1日4,000人ですから、その半分のラインにも達していないというのが現状です。

新型コロナの影響は、長距離移動の高速鉄道が収益の柱となっている日本のJR各社を直撃しています。るる申し上げてきたように、このような現実をしっかりと見詰めながら、その中で鉄道網を守る方法を真剣に考えていかなければならないのではないかと考えておりますので、

今回はそのことを提起して、このテーマは終わりたいと思います。

次に、日米共同訓練における米軍のホテル宿泊問題から、国と地方の関係性について考えていきたいと思えます。

まず、私は、日米安保体制は幾つかの課題を抱えながらも、この国の現実的な安全保障政策の基軸と考えておりますし、東アジアの国際環境を考慮すれば、米国との連携は現実的政策の方向性との認識に立っています。日米共同訓練についても、沖縄の基地負担軽減という大命題を進める上で、騒音問題など県民の心痛を伴いながらですが、その必要性を全否定する立場にはありません。また、日々、安全保障の最前線に立つ自衛隊の方々や米軍の方々、その一人一人のリスクを背負いながらの貢献に敬意を表したいと思います。

その前提に立ち、今回の日米共同訓練をめぐる本質は何であったのかを考えていきたいと思えます。そこには、課題としての「2つの関係性の矛盾」があるというふうに思えます。1つは、「日本と米国の間」の矛盾。これは日米地位協定に象徴される2国間の矛盾です。そしてもう1つは、「国と自治体」の関係性の矛盾です。今回は、そこに新型コロナへの不安・警戒という変数が加わりましたが、そこはあくまでも副次的な課題であったというふうに考えています。

今回の質問では、「国と自治体」の矛盾に的を絞って、認識を確認してまいります。

まず、県は平成19年4月に、当時の福岡防衛施設局と周辺5市町が結んだ「米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に関する協定」に立会人という立場で参加をしています。内容については、先日の坂口議員の質問で的確に説明さ

れていましたので省略しますが、まず、この協定に県が立会人として関与した理由と、締結後、この協定の見直しを検討したことがあったか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 平成19年に現在の九州防衛局と関係市町が協定を締結する際、関係市町の長から知事に立会人になってほしいという要請があり、県は県民の生命・財産を守る責務があることから、立会人となったものでございます。

なお、これまで具体的な協定の見直しが検討されたことはない、関係市町から伺っております。

○渡辺 創議員 次に、この平成19年協定には、米軍の宿泊場所についての記載はありません。今回、県は「米軍の基地内宿泊が原則」という立場を取ってきました。防衛省もその認識に相違はなかったようでしたが、このルールは、どのような形で確認されてきたものなのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 宿舎にしましては、タイプⅡと言われる比較的大規模な在日米軍再編に伴う日米共同訓練を実施するため、約200人の米軍人が滞在できるよう整備する旨が記載された資料が存在するとともに、平成22年1月の新田原基地周辺協議会による要望活動の際、九州防衛局長が「今後は基地内に宿泊施設ができることによって外に宿泊することがなくなると思っている」と発言した記録が残っていることなどから、米軍人の基地内宿泊は関係者の共通の認識でございました。

○渡辺 創議員 話を前に進めます。

今回、県と周辺自治体が基地内での宿泊を様々な形で国に要請し、県議会も意見書を国に送りました。一連のやり取りの中で、防衛省か

ら、宮崎の意向や声を受け止めて、米軍との間でどのように交渉しているのか、交渉の内容や事実関係などについて説明はありましたか。危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 九州防衛局からは、基地内宿泊の要望につきましては、防衛省本省において米軍と調整を行っているとの説明を受けましたけれども、交渉当事者や具体的な交渉内容についての説明は受けておりません。

○渡辺 創議員 私たち県民連合宮崎は、立憲民主党本部と協力して、今回の日米共同訓練の宿泊問題について、10月21日に参議院議員会館で防衛省へのヒアリングを行いました。国会議員と共に、満行議員、太田議員と私が参加しました。その中でも防衛省は、米軍のどの部署と交渉しているのか、また、具体的な交渉のフレームすら明らかにしませんでした。その後、文書での回答を求め、訓練後の11月17日に行われた回答では、「米軍との調整は、宮崎県の要望を受けた後、累次の機会に調整してきておりますが、その詳細については、米軍との関係もあり、お答えを差し控えます」との内容でした。国民の代表者である国会議員に対する回答が、この内容ということになっています。

私は、安全保障政策に関わる情報には、すぐにオープンにできないものもあるというのは、当然理解をします。今回の日米共同訓練「キンソード21」の、例えば作戦内容に影響があるような情報などならいざ知らず、宿泊に関する防衛省と米軍のやり取りを、訓練が終わった後であっても一切説明をしないという姿勢は、正直理解に苦しみます。

そこで、知事にお伺いしますが、知事は防衛省との一連のやり取りの中で、防衛省は基地内



での宿泊について本気で米軍と協議をしているというふうに実感することができましたでしょうか。もし、実感できたのであれば、どのような場面でそう感じたのか。それとも、「既に結論は出ていて、防衛省は米軍と交渉していないのではないか」、そのような疑問を持ちながら対処していたのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 九州防衛局長との複数回にわたる折衝、また、中山防衛副大臣への要望活動などを通じて、防衛省において米軍と様々な交渉をしていただいているという説明を受け、またその実感もしておったところであります。

相手が米軍だけに、なかなか難しい交渉であるというところは受け止めながらも、我々としてはなかなかそれが受け入れられないということを変に不満に思いながら、繰り返し要望に努めたところであります。

**○渡辺 創議員** 私は先ほど申しましたように、防衛省の地方協力局地方調整課長、それと防衛政策局の訓練課長とヒアリングで直接対峙する機会をいただきました。そのやり取りの一部はユーチューブでも公開していますので、興味がある方は、ぜひ御覧いただければと思いますが、正直、もうあの段階では結論が出ていて、宮崎県がどんなに要請を繰り返しても、結論を覆すために米軍と本気で交渉をしようという気配は、私は一切感じられませんでした。

「時既に遅し」というむなしさを抱えながら、宮崎に戻ったと言わざるを得ない状況でした。

しかも、そのヒアリングで明らかになったのは、防衛省で米軍と交渉している最高のレベル、一番水準の高いところというのは、この日いらっしやっていた地方調整課長ということでした。私はてっきり、県として知事が副大臣や

政務官にも直接お会いになり、通常、日米共同訓練があるからと行って行うわけではない、考えられない異例の対応をしているわけですから、せめて政務三役クラスが努力をし、汗をかき、それでもらちが明かないというくらいの対応はあってもいいものかなと思っておりましてけれども、残念ながら実態は全く違うという状況でした。

知事は交渉しているという印象をお受けになったということでありましたけれども、1つお伺いしたいと思います。残念ながら、宮崎の声は何一つ受け入れられず、異例の、繰り返しの、知事や首長の要請があつたにもかかわらず、議会の意見書もあつたにもかかわらず、何一つ実を結ばなかったということになりました。

知事は、霞が関の常識も、国と自治体の関係性の実態もよくお分かりの立場です。だからこそ、あえてお伺いをしたいんですが、知事は、繰り返し防衛省に要請をしながら、その際、どのような形で防衛省が米軍と交渉してくれるイメージを抱きながら、どのような期待を込めて対応していらっしやったのか、お伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方として国に要望する場合に、国がその責任を全部完結できる内容であれば、国に対して様々な形での実現を求めていくわけですが、今回その国が、さらに米軍との交渉をするということで、大変また難しい要素が加わっているということは実感したところであります。中山副大臣等に直接お願いをする中で、副大臣からは、しっかりと地元の要望を伝えて交渉を行ってきたという説明を受けておりますので、それは防衛省において可能な限りの努力を重ねていただいたものと受け止めた

ところであります。

○渡辺 創議員 もう一つ伺います。

本省の課長クラスが米軍との交渉の最高レベルというのは、知事としては納得できる対応であったというふうにお考えですか。

○知事(河野俊嗣君) その課長クラスの対応というところは、直接説明を受けず、また把握もしていなかった情報でございますが、米軍との交渉の在り方がどのように進められているのかというのは、詳細に把握しているものではありません。それがふさわしいかどうかというのは、なかなかそのルールが分からない状況だけに、判断をしかねるところであります。我々としては、しっかりと地元の要望を受け止めて、国としての努力を重ねていただいたものと受け止めておるところであります。

○渡辺 創議員 聞き方を変えますが、今回の一連の防衛省の対応を振り返って、知事は国の姿勢に誠実さを感じていらっしゃいましたでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) まずは、国からの情報提供が大変遅い、また小出しであったというところに強い不満を持っているところでありますし、特に、国に対して繰り返し基地内での宿泊を強く求めている中で、先遣隊が来県して基地の外に宿泊するという情報が直前になって寄せられたということ、地元の理解が得られないまま、基地の外での宿泊がなし崩し的に進められたことは、誠に残念であると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。いろいろと御答弁しづらい内容もあったかと思いますが、申し訳ありません。

日米関係に精通したメディアの人間が、「防衛省はのれんだ」という助言を、今回のことに当たって私にくれました。安全保障政策に関す

る判断に、我々自治体の立場からは手の出しようがないというのが現実です。しかし、実際にその施策の影響は自治体にも及ぶ。今回の日米共同訓練がいい例です。米軍と影響を受ける自治体が直接やり取りをすることができないからこそ、防衛省は自治体に対して責任を持つという立場になる。平成19年の協定もそういう立付けになっているというふうに感じています。

けれども、いざ今回のような事態になれば、防衛省という存在が、こちらの助けになるのではなくて、交渉の実態がどうなっているのかを見詰めようとする我々の視界を塞ぎ、何とかしようと自治体側が動いてみても、何とも実感がない。まるで柳に風で、聞いてくれているのかすら分からない。触れた感じが無い。まさにのれんというのは、的確な表現だというふうに感じたところです。

私は今回、自らの国の政府にないがしろにされるということのむなしさを痛感しました。様々な経過がある中で、安全保障政策の重要性などを鑑みながら構築されてきた理解や納得や合意。こういうものを国が一方的にないがしろにし、一方的に現状変更を図った。そして、それに対して上げた怒りの声に対して、その対応はソフトだったかもしれないが、その本質は全く受け止めてもらえなかったというのが、今回の出来事のような気がします。

少し言葉が過ぎるかもしれませんが、私は、宮崎がばかにされているんだというふうに、今回の一連の中で感じました。そのことが、宮崎の地方自治に関わる者の一人として、その尊厳を著しく傷つけられた気持ちにもなりました。沖縄県の怒りが米国よりも政府に向く心情を、僅かながらもうかがい知ったような気がしています。

ただ、いつまでも振り返っていても仕方がないので、大切なことはこれからです。そこで、今後の対応について伺っていきます。

知事は、今議会冒頭の提案理由説明の中で、今後の対応について、「年度内に国と書面での確認を行う」と所信を述べられておりますけれども、これは平成19年協定を見直すということなのか、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 平成19年に九州防衛局と関係市町で締結しました現在の協定書は、包括的な内容となっております、これだけでは実効性の面で課題があると考えております。そのため、基地内での宿泊や適時適切な情報提供など、協定書の内容を担保する具体的な措置について、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、文書で確認していく必要があると考えております。

なお、協定書そのものを見直すのか、協定を補足する覚書などの文書で確認していくのかという方式については、今後、関係市町と協議してまいります。

**○渡辺 創議員** 分かりました。

私は、協定の見直しであれ、さらなる覚書であれ、明確に「基地内宿泊を原則」というふうに記載すべきだと考えます。その際に、新田原基地内の施設面に不備があるのであれば、それは国が責任を持って対応すべきことです。こちらがその状況を考慮して、協定等の内容に手心を加える必要は一切ないというのが、我が県の立場であるはずだと思います。ぜひ、きちんと記載させるためにも、県の姿勢を明確に示すべきだと考えますが、知事にその覚悟をお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、この施設というものが、日米共同訓練の米軍人の宿

泊を受け入れるために整備されたものでありまして、文書の内容につきましては、今後検討していくこととなりますが、「訓練時の宿泊については基地内とする」という内容を文書で確認することは、大変重要であり、必要であると考えておりますので、国に対し強く求めてまいります。

**○渡辺 創議員** 県の姿勢は分かりました。

そこで、新たな文書を交わすに当たって、県は、平成19年協定と同じ立会人という立場でいいのか。今回のケースでも、実質的に先頭に立って対応していたのは県だというふうに思います。

当事者として参画すべきではないかと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 県としましては、事案の内容や状況等に応じて関わり方を強めたり、国との調整役を果たすなど、関係市町の意向等も踏まえながら、より強くサポートしていきたい、そのように基本的なスタンスとして考えております。

今回の九州防衛局との確認文書の締結などにつきましても、関係市町と一緒に検討し、対応してまいりたいと考えておまして、その中で県の立ち位置についてはよく整理をし、協議してまいります。

**○渡辺 創議員** このテーマの最後としますが、10月22日に防災拠点庁舎の真新しい会議室に、九州防衛局の広瀬局長らが来られて、訓練前最後の接触がありました。宮崎側は、知事をはじめ5市町の首長が並び、関係する県の幹部や担当者の方など、かなりの数とそのやり取りを見守り、メディアもあふれ、最終的な国の考えを伝えるセレモニーの様相を呈していたという感じを受けました。

私もその後ろのほうで状況を観察していたのですが、結論は言うまでもなくゼロ回答ということだったわけですけれども、知事は、その場でその回答を聞いた後に、「基地内での宿泊を前提とすること」、そして「新たな文書での確認」ということを広瀬局長に迫ったというふうに記憶をしています。

それに対して広瀬局長は——私の位置から正面で見えていたけれども——首を前に少しかしげたように見えるのは見えましたが、具体的に言葉にしてのお返事はなかったというふうに記憶をしています。

私は、その場で口頭での返答を求めるべきではなかったかなと考えますが、そのあたりについて、知事の御感想やお考えをお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、この10月22日の協議の場において文書での確認をするということ、その了解を取ることとは大変重要なものだと考えておりました。

その場で、今回の基地の外での宿泊が前例とにならないよう、今後の訓練については、基地内での宿泊を前提とすることや情報提供の在り方、安全対策の具体的な対応等について「文書で確認していくことに応じていただけますか」と求めた際に、九州防衛局長から具体的に言葉として発せられたわけではありませんが、はっきりうなずかれたということをもって、その態度から了解をいただいたものと受け止めております。その認識の下、関係市町と共に、九州防衛局と調整を進めてまいります。

**○渡辺 創議員** 分かりました。

私は、ちょうどあの場面が、今後の国とのやり取りを考えた際に、瞬間的に唯一、最も宮崎側が優位な立場に立っている瞬間だったという

ふうに思いました。だからこそ、あの場で言質を取っておく必要があると感じたのですが、今、御答弁にあったように、知事は、あれは国が了解したと受け止めたということでもありますので、ぜひ今後の交渉に当たっては、国は了解したんだという前提で、ひるまぬ交渉姿勢を貫いていただきたいと思います。そのこと申し上げて、テーマを移します。

次に、ヤングケアラーの実態についてお伺いしていきます。

昨日の一般質問で、井上議員の質問もありました。重なる部分もありますが、ヤングケアラーとは、国内ではまだ明確な定義がありませんが、通常は大人が行うことが想定されている家族の介護や世話を、何らかの理由によって、例えば高校生や中学生なども含む若い世代が担っていることを指します。

国が近く実態調査に乗り出す方針ですが、本県の実態について、福祉保健部はどのように把握しているでしょうか。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** ヤングケアラーと呼ばれる子供たちにつきましては、国は、その実態を把握し、必要な支援策を検討することを目的に、平成30年度と令和元年度の2か年において、市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協に対してアンケート調査を実施しております。

この令和元年度の調査結果によりますと、要対協が把握する要保護児童等のうち、ヤングケアラーと思われる子供は1.4%程度であり、家庭内のことで表面化しにくい問題であったことから、今後は学校を通じた調査を行うこととしております。

県としましては、今年度、国が行う実態調査の状況等を注視するとともに、市町村や学校等

と情報を共有し、介護や障がい福祉サービス等の適切な支援につなげられるよう、関係機関への周知や助言等に取り組んでまいります。

**○渡辺 創議員** 同じ趣旨で、学校現場での把握状況を教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** これまでに、学校現場において、ヤングケアラーの実態把握を目的とした調査というのは行っておりません。

しかしながら、児童生徒の状況については、学校の教職員が日常的に観察しておりまして、その変化を捉えやすい立場にあるため、子供の家庭環境に不安が感じられる場合には、面談や家庭訪問を行い、詳しい状況を確認しているところでもあります。

**○渡辺 創議員** 両部局とも、問題意識は持ちながらも、その詳しい実態については現時点では把握することが難しいということかと思えます。これは、国の方針もこれからというところですから、現時点では致し方ない状況なんだろうと思うんです。そこで、今回の一般質問を行うに当たって、県内の全ての高等学校を対象に、アンケート調査を自分で行いました。

県内には51の県立・私立高校がありますが、今回のアンケートに対しては、宮崎東高校が定時昼間・夜間・通信とそれぞれ御回答をくださいましたので、都合53校という計算にして対応したいと思っています。

実質1週間という短期間でのアンケートでしたが、回収率は53校中42校が回答してくれました。県立高校39校中35校、私立高校14校中7校という回答で、全体での回答率は79.2%、県立高校はほぼ9割の回答率でした。御協力いただいた学校や先生方、そしてアンケートの回答に様々な思いや実情を込めてくださった方々に、心から感謝を申し上げたいと思います。

調査結果ですが、学校にヤングケアラーが在籍するとの認識がある学校は、回答があった42校中19校。近年在籍していたとの回答も2校ありましたので、この2校を合わせれば21校となります。回答してきた学校のうち半分の高校で、ヤングケアラー状態の生徒を認識しているという結果になりました。

ほとんどの学校が、生徒の自らの申出や学校での生活の変化、そして中学校からの申し送りなどが状況把握のきっかけということになっていました。

このように、現場ではかなりの確率で——定義が決まっていませんので、厳密に言うことはできませんが——いわゆるヤングケアラーという存在を、うっすらながらも把握できているようですが、この結果に対する感想と、学校ではどのような対処が考えられるか、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 渡辺議員が行われましたアンケート調査の結果について、詳細は私どもも把握していないところなんですけれども、昨今の児童生徒を取り巻く状況を考えますと、御指摘のヤングケアラーと言われる児童生徒が、一定程度、各学校に存在するのではないかと感じたところでもあります。

また、このヤングケアラーなど、児童生徒が家庭環境に不安を抱いている状況が見られた場合、学校では、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや市町村の福祉部局の担当者等を加えたケース会議で対応を協議し、関係機関につなぐなど、家庭環境の改善を図るための必要な支援を行っているところでございます。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

アンケート結果から浮かび上がったのは、もちろん、それぞれ状況は異なるわけですが、家

事や介護に追われ、部活動や課外活動、修学旅行などに参加できず、友達関係が希薄になったり、肉体的・精神的疲労から遅刻や欠席、居眠りを繰り返し、授業についていけないというケースがあったり、情緒不安定な状態に陥っている子供たちがいたり、生活環境が整わずに校納金に未納が生じていたり、将来の進路選択にも前向きになれない、そのような課題があるということを各学校から御回答いただきました。今、申したような、課題を抱えた高校生の姿が浮かび上がってきたところでありました。

もちろん、家事の手伝いをしたり、家族のケアに当たること自体に問題があるというわけではありません。家族の中で、一生懸命愛する家族や皆さんのためにそういうふうにごろごろしている子供たちもいると思いますので、そのこと自体を問題と言っているわけではありませんが、ポイントは、その負担感の程度だというふうに思っています。ケアに当たっていることの不安が、子供たちの生活に大きな支障をとなっていたり、将来の選択に過度な足かせとなっていたり、状況によっては子供たちの尊厳を傷つけるようなケースが埋もれているのではないかとこの視点で見ていくことが大事ではないかと思っています。

ある県央部の県立高校の先生は、家族の世話をしつつアルバイトで家計を支え、別の兄弟の現実的な進学先を考えながら、自らの卒業後の進路を模索する生徒を例にして、「そういう生徒は、進路の話をしてしても全然わくわくしていません。希望の格差というのはこういうものかと考えさせられます」という心情を書き込んでいらっしゃいました。

また、別の県立高校の先生は、ヤングケアラーの状態にある生徒を認識しながらも、これ

までに何の対応も施せないままだった生徒がいたということを明かしていらっしゃいます。その行間からは、その先生の無念さがうかがえたような気がしました。

また、目立ったのは、現状では存在を認識できないけれども、そういう視点での情報把握ができていないというだけで、「恐らくそういう生徒はいます」という趣旨のコメントもたくさんありました。数字に反映できていない実態がうかがえますし、現場の先生たちの葛藤がうかがえるという結果でもあったと思っています。

さて、知事は、日本一の子育て・子育て立県を目指す立場から、この問題をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○知事(河野俊嗣君)** ヤングケアラーと呼ばれる子供たちにつきましては、健やかな成長や学び、進路などに大きな影響を受けていることが懸念され、状況によっては、子供の権利侵害にもつながる大変重要な問題であると認識しております。

ヤングケアラーという、いささかしっくりこない横文字を使うことに、いかがなものかという思いはありますし、子供や家庭をめぐる状況は個々具体的、様々なものがあって、明確な線引きは難しいのではないかなと思いつつも、そのような厳しい状況に置かれている子供たちがいるんだという、そこに光を当てたということは、非常に重要な問題提起であると受け止めております。

今後、国による実態調査も行われるとのことですが、県として、各分野において、市町村とも連携した支援に取り組んでいくことにより、社会全体が、この問題に対してしっかりとした認識を持ち、子供や家庭が抱える困難に寄り添い、きめ細やかな支援を行うことが重要

であると考えております。

本県は、日本一の子育て・子育て立県を掲げ、子供の最善の利益が実現できる宮崎づくりを目指しているところでありまして、この問題についてもしっかりと取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。心のこもった御答弁をいただいたと思っています。

先ほどありましたように、子供の最善の利益をどう大事にするかということが、元気で夢を持った子供たちを育てる環境の宮崎県をつくろうとする中で、本当に大事なことだというふうに思いますので、国の対応を待つばかりではなくて、先取りして宮崎県で考えていくということも大事じゃないかなと思っています。特効薬で簡単に解決する、1つの方法で解決できるという社会課題だというふうには思っていません。

まずは、そういう環境にいる子供たちが、苦しいときに素直に、率直にその気持ちを吐露できるような場を確保していくことなどから、環境整備が必要なのではないかなと思っていますので、ぜひ、対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育関係のテーマについてお伺ひしていきます。

県立高校再編の今後のことについてと、修学旅行に関してのことを考えておりましたが、修学旅行に関しては、同じような質問が続きましたので、割愛させていただきます。

高校の再編についてお伺ひしてまいります。新しい時代の県立高校の在り方について協議を深めてきた県学校教育計画懇話会が、10月30日、最終まとめを行いました。

県は、次期教育整備計画を来年度からに前倒

しする方針と理解していますが、懇話会の方向性を踏襲する考えと理解していいか、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の学校教育計画懇話会からの提言では、今後の県立高校の在り方として、地域振興の核としての役割を果たしていることや、小規模の高校であっても、ICTの活用により教育の質を保証できるのではないかとといった御意見をいただいたところであります。

次期教育整備計画を策定するに当たりましては、これらの御意見を参考に、統廃合を前提とするのではなく、まずは、県立高校それぞれの魅力を高める具体的な取組を示した教育整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の最終まとめの大きなポイントの一つは、高校再編に関して、これまで基準としてきた「全日制高校における1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とする」、この考え方に、単に適正規模を下回ったことのみを理由にする統廃合の見直しを求めているところにあると思っています。

一方で、適正規模という考え方を持つこと自体は、懇話会も一定の理解をしているという内容になっていますので、今後、この4～8学級という適正規模そのものを見直す考えがあるのか、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の学校教育計画懇話会の提言においては、高校が、専門的で多様な教育課程を提供する役割を担うということから、望ましい学校規模の考えを示すことに、一定の理解をいただいたところであります。

これを踏まえ、今後、ICT機器等の整備をはじめ、国の教育改革の動向等も念頭に置きな

がら、今年度末を目途に、新時代における望ましい学校規模の考え方について、見直しを含め検討してまいります。

**○渡辺 創議員** 「望ましい学校規模の考え方について、見直しを含め検討していく」、分かるようでちょっと分かりづらいので、改めてお伺いします。

適正規模は、今の4～8学級、そして、その基準を外れる場合にも弾力的な判断をするという方向性なのか、それとも、4～8学級という適正規模の内容そのものを見直す方向なのか、教育長にお考えをお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** ただいま御指摘の点につきましても、先ほどの答弁で申し上げましたが、まずは、今回の学校教育計画懇話会の御意見というのがございますので、これを踏まえて、私どものほうで見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

その案について、教育委員会でさらに協議をしてみたいと考えております。

**○渡辺 創議員** 今、11月議会が行われています。来年度から新しい計画でいくということになれば、2月議会までの間に教育委員会での何らかの合議が行われて、議会に対して、2月議会でということになるかもしれません。長年、県立高校の再編をめぐって鍵となってきた基準ですが、数年前は都農高校の問題等もありました。非常に影響の大きい問題なので、できるだけ早く考え方を示していただいて、我々が議会で議論するに当たっても、やはりいろんな意見を踏まえることも必要だろうと思っておりますので、改めて、その御努力をいただければということをお願いしたいと思います。

小規模校に可能性を残すという方向性は、私は個人的にも間違っていないと思っております。た

だ、一方で、一定規模の学校でなければ、子供たちの学習や課外活動等に対する欲求に応えられないという側面もあります。

県立高校の望ましい未来像について、教育長の見解をお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 高校においては、一定の学校規模を保った上で、切磋琢磨や学び合いの中、深まりのある教育が展開され、生徒の進路に応じた多様な幅広い教科や、様々な部活動が開設されていることが望ましいと感じております。

少子化の影響により、全体的には生徒数が減っていく中ではありますが、教育環境の整備を進め、地域の教育資源やICT機器を効果的に活用した教育を実践するなど、生徒にとって魅力と活力のある県立高校を目指してまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** このテーマの最後にします。最終まとめでは、通信制高校についても触れています。県内でもクラーク記念国際とかN高校とか、いわゆる広域通信制の存在が目につくようになってきました。それぞれ特色ある新しい教育メニューを展開しているわけですし、メディア等でも取り上げられて注目を集めているものも少なくないというふうに思います。ただ、一方で、広域通信制をめぐっては、その水準の確保が問われたようなケースも、まれだと思っておりますが、ありました。

このような環境の変化がある中で、県立の通信制の現状と今後の方向性について、教育長のお考えをお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** 県立高校の通信制課程では、在籍する多様な生徒の実態に対応し、生徒一人一人の学習ニーズに応じた添削指導や、将来を見通した進路指導等のきめ細かな教



育を行っているところであります。

今後は、この通信制課程におきましても、ICT機器等を効果的に活用することで、より生徒一人一人の実情や実態、ニーズ等に応じた学習が展開できるよう、教育内容や方法の充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマとしては最後のテーマにいたします。記紀編さんについても伺うつもりでしたが、昨日、井上議員が丁寧に御質問いただいておりますので、省略させていただきます。

最後のテーマとして、宮崎県という一つの組織の未来、また、県の各施策の立案・進行、県民生活の維持・向上を考える上で、極めて重要な問題である職員採用について伺います。

採用倍率が長期的に低迷傾向にある中で、優秀な人材をどのように確保していくのかというのは難題です。全ての取組の大前提として、職員の採用というのは極めて重要だと考えますが、総務部長、教育長、警察本部長に、それぞれの部局における認識をお伺いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 新型コロナ対策をはじめ、人口減少問題や国土強靱化対策など喫緊の課題を抱える中、質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、人材の確保が大変重要であります。

このため、受験者数の確保に向け、インターシップの受入れや、大学等が主催する就職説明会への参加などを通じて、人事委員会とも連携しながら、県職員として働くことの魅力をしっかりとPRし、本県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会といたしましては、教員の大量退職に伴う採用者数の増加と、応募者数の減少によりまして、採用倍率が低下傾向にある中、優秀な教員を確保するためには、応募者を増やすことが重要であると認識しております。

このため、試験内容の見直しやSNSを活用したPR活動、県内外の大学との連携強化などを図っているところであります。

さらに、来年1月には、追加の採用試験も初めて実施する予定であります。

今後とも、優秀な教員確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（阿部文彦君） 少子化に伴う受験年齢人口の減少や、民間企業の雇用情勢等の影響により、本年度実施した大卒対象の警察官採用試験の競争倍率は2.2倍と、10年前の約3分の1に落ち込むなど極めて厳しい状況にあります。多くの受験者を獲得し、優秀な人材を確保していくことが大変重要であると認識しております。

このため県警では、現在、SNSを活用した情報発信やオンラインによるオープンキャンパス等を行っておりますが、今後も引き続き、効果的な採用活動に取り組み、優秀な人材確保に努めてまいります。

○渡辺 創議員 それぞれありがとうございます。

知事部局の中で、様々な職種の採用があるわけですが、特に受験者確保が困難になっている採用職種はどのような内容になるのか、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（濱砂公一君） 人事委員会が実施いたしております大学卒業程度試験におきましては、特に、土木、建築、農業土木、機械、

心理等の技術系の職種において、ここ数年、競争倍率が2倍を切るなど、十分な受験者数が確保できない状況でございます。

さらに、今年度におきましては、土木、農業土木、心理の3つの職種におきまして、最終合格者数が採用予定数に満たない状況となっております。

**○渡辺 創議員** そのような環境下で、県としてはどのようにして受験者確保に取り組んでいるのか、人事委員長に確認いたします。

**○人事委員長（濱砂公一君）** 人事委員会におきましては、今年度の大学卒業程度試験において、新たな受験者層を取り込むために、民間企業でも広く採用されております、いわゆるSPI3という試験を導入して、「一般行政特別枠」を新設いたしましたほか、技術系職種に係る教養試験問題の簡素化等負担軽減、あるいは平成21年度から廃止しておりました福岡会場——試験会場ですけれども——の再開にも取り組んだところでございます。

また、今年度は新型コロナウイルスの関係で中止いたしましたけれども、毎年3月初めに実施している職員採用のガイダンスにおきまして、知事から直接メッセージを発信していただいておりますほか、学生等との意見交換会の実施、あるいは志望者に対する相談対応の充実、また、LINEをはじめとするSNSの活用等を通じて、県職員の仕事の魅力ややりがいを積極的に発信しているところでございます。

引き続き、任命権者とも連携しつつ、社会情勢の変化に対応して、随時見直しを行い、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

**○渡辺 創議員** ありがとうございます。

ある意味では、県を維持し充実させていくた

めには、やっぱり優秀な人材が継続的に入ってくるということが大事だと思います。これからは民間企業と取り合っても、県が優秀な人を採っていくという時代が来るというふうに思いますので、ぜひ、その御努力をお願いしたいと思います。

今回の質問は、宮崎の未来について考えてみたつもりです。赤字ローカル線の未来、安全保障に絡む国と地方の関係性の未来、ヤングケアラという課題を抱えた子供たちの未来、そして県立高校の未来、県庁を支える未来の担い手。しっかりと現実を見詰めながら、「そうだ！未来の話をしよう」という姿勢を明確に持てる宮崎県であることを祈りながら、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

**○丸山裕次郎議長** 次は、内田理佐議員。

**○内田理佐議員〔登壇〕**（拍手） 自由民主党、内田理佐です。ちなみに旧姓は豊島です。

昨夜、新型コロナウイルス感染症対策協議会に出席させていただきましたが、県内の状況は深刻だと感じました。本県は今、感染症が急増し、第3波に直面しています。

会議では、感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立をとった御意見から、感染の評価としては今現在、4段階のうちのステージ2の状況であり、感染者は先月だけで135名となっています。

前回、「感染拡大緊急警報」を発令したときには、7月が感染者数140名、8月が202名でした。当時は、この警報により県下全域に休業要請を出しました。今回は何としても食い止めなければいけません。

会議では、先生方から、「宮崎県は医療資源が乏しい。現在、大学病院ははじめ宮崎市内のコ

コロナ入院患者が増え、病床はいっぱいになりつつあり、高齢者が多く重症者も増えている。このまま増え続ければ、重症者を救えなくなる可能性があるので、第2波以上の危機感がある」という御意見がありました。

感染拡大緊急警報は、このまま感染が増え続ければ、ステージ3手前でのぎりぎりでの判断になるような気がします。しかし、そうならないためにも、皆さんで警戒を強めていただき、いつでもマスクの着用、発熱等の症状がある方は、早めにかかりつけ医に電話をしましょう。

それではまず、新型コロナウイルス感染症についてお伺いします。

11月29日時点で、行政検査9,765件、陽性者は502名となりました。これまでも、関係する団体・組織がチームを組んで、直面する多くの課題に対応されてきました。県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で、県医師会の先生方と意見交換をさせていただきましたが、地域の実情に応じて策定する医療計画、またその計画の中の地域医療構想について要望がありました。この医療計画期間は6年となっており、今年度が中間見直し期間ということで、5疾病・5事業に感染症対策を入れていただき、地域医療構想の中では感染症に対応するための病床を勘案していただきたいというものでした。これは、今回のような急激な感染拡大により、限られた医療資源に限界が生じることを危惧しての発言でありました。

そこで、医療計画の改定において、感染症に関してしっかり盛り込むべきではないかと考えますが、県の考えを知事にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま

す。

県の医療計画につきましては、国の定める基本方針に則して、地域の実情に応じて策定するものとされております。

国では、「医療計画の見直し等に関する検討会」等におきまして、従来の医療計画の5疾病・5事業に加え、第8次医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目として新たに盛り込むよう議論が進められております。

現在、国が示す新たに盛り込む項目のイメージとしましては、感染拡大時に活用しやすい病床の確保等といった「平時からの取組」に関する項目や、受入れ候補となる医療機関の確保といった「感染拡大時の取組」に関する項目が示されているところでありまして、県としましては、その基本方針を踏まえて医療計画を策定してまいります。

なお、本県の第7次医療計画の中間見直しは、新型コロナの感染拡大を受け、令和3年度末までに行う方針としておりますので、新型コロナの動向、また、こうした国での議論を踏まえて、しっかり検討してまいります。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員 次に、検査体制についてです。

現在、3つの医療圏で新型コロナウイルスの検査ができる体制となっておりますが、残り4つの医療圏の日向東臼杵郡、西都児湯郡、小林えびの西諸県郡、日南市串間市については進んでいません。身近な地域で検査ができることで、スムーズな受診とスピーディーな結果、また、検体を採取する際の防護服の着脱を考えても、医療機関の感染リスクを下げるができます。

そこで、各医療圏で検査できる体制を整備する必要がありますと思いますが、検査体制の現状と課題について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 各圏域での新型コロナの検査体制につきましては、県衛生環境研究所と宮崎市保健所に加え、都城市及び延岡市でもPCR検査ができる体制を整えたところ です。

また、日向入郷及び西諸県の圏域の医療機関に対し、国の補助事業を活用し検査機器を導入することにより、検査ができる体制を整えることとしております。

現在、指定を進めている診療・検査医療機関での抗原検査キットによる検査や、検査機器を導入している民間検査機関が対応することで、1日最大4,500件の検査需要に対応できる体制を整備したところです。

県では、より迅速かつスムーズに検査を行うことができるよう、引き続き検査体制の整備を進めてまいります。

**○内田理佐議員** 分かりました。

それでは次に、情報共有を含めた公表の在り方についてです。

発熱等の症状がある方の相談・受診の流れについてですが、指定された診療・検査医療機関は現在348施設ということで、医療機関の御協力に感謝いたします。

そこで、現在、診療・検査医療機関の名称は公表されていませんが、スムーズに相談・受診が受けられるよう、かかりつけ医のない方でも市町村、保健所、県の受診・相談センターへ電話相談された方がすぐに指定病院を紹介していただける状況にあるのか、市町村との情報共有を含めた公表の在り方について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 診療・検査医療機関の情報につきましては、特定の医療機関へ患者が集中することによる医療体制の混乱を避けるため、ホームページ上などでの公表は差し控えておりますが、医療機関等でこれらの情報を共有し、患者等から相談があれば最寄りの医療機関を紹介するといった体制を整備しております。

また、受診や相談する医療機関に迷った際には、一元的に相談できるよう24時間体制の受診・相談センターを案内しているところであります。

なお、救急など市町村とも情報を共有する必要がある場合について、保健所と郡市医師会との間で検討は行っております。

**○内田理佐議員** 指定医療機関の数は、県内の医療機関約1,000施設のうちの348施設ですので、昨夜の会議では、「検査できる病院が3割は少な過ぎる」といった御意見がありました。また、「もし、かかりつけ医に電話をし、別の病院を紹介されても、果たしてその病院に患者が行くか疑問だ」との意見もありました。

そのことから考えても、指定医療機関の促進を、ぜひよろしく願いいたします。

次に、社会福祉施設等における面会についてです。

感染の急増により、高齢者施設等に入所されている利用者の方々と御家族の面会が厳しくなってきました。

そんな中、感染対策の関係で、タブレット面会やライン面会、ガラス越し面会、もしくはPCR検査などで陰性証明をして面会できる場所もありますが、面会ができない施設が多くあるように感じます。

また、ショートステイの受入れを中止する施

設などもあり、受入れの多い年末年始の在宅介護の問題も気になるところです。

施設側が慎重にならざるを得ない状況は理解できます。しかし、面会においては、会うことを楽しみにしている親族とのつながりを断ってしまうことは、認知症などあらゆる高齢者特有の症状が進行してしまうのではないかと危惧する点でもあり、親族にとっても厳しい措置であるようです。

そこで、面会を希望される方への県内施設の現状について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 高齢者施設では、国の通知に基づきまして、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限してきたところですが、10月15日付で国の通知が見直されたことを受けまして、現在は面会制限が緩和されております。

通知の具体的内容としましては、つながり・交流が心身に与える影響や、感染経路の遮断という観点から、地域における発生状況なども踏まえ、施設の管理者が面会制限の程度を判断すること、面会を実施する場合でも、面会者に発熱等の症状がある場合は面会を断ること、面会時間や人数は最小限とし、マスク着用や手指の消毒、換気等の対策を徹底することなどとなっております。県としましては、高齢者施設に対し、この通知に沿って対応するよう周知したところでもあります。

**○内田理佐議員** 高齢者施設での集団感染もあっていますが、御家族や入所されている方にはとても深刻な悩みのようなので、質問させていただきました。

次に、臨床検査技師の慰労金等についてです。

県内の新型コロナウイルスに関する検査は、

保健所等を通じて県内の医療機関や検査センターで、咽頭拭い液、もしくは唾液を採取しチューブに入れ、2次、3次容器に入れ、宮崎市学園木花台にある衛生環境研究所まで運ばれます。

また、宮崎市内の検査は、基本的に宮崎市保健所で検査されます。衛生環境研究所では、2月13日から11月30日までに5,486件の検査をされ、そのうち陽性が275件となっています。

先日、宮崎県臨床検査技師会より、県に要望書が提出されました。要望内容は、現在、行政検査を行っている県衛生環境研究所と宮崎市保健所に勤務する医療従事者や職員は、防護具を着用し感染リスクが非常に高い業務でありながら、慰労金の対象外となりました。モチベーションの維持が危惧されることにより、県において慰労金の支給をお願いしたいという内容が1点目です。

また、2点目は、現在、地域医療機関でも保険適用検査等の実施が増えていますが、危険手当の支給されていない施設が44施設中21施設あります。県外においては、追加でPCR検査1日で3,000円から4,000円程度の危険手当を支給している都道府県もあるため、県独自の危険手当の支給をお願いするといった内容でした。

要望を受け、検査に従事する臨床検査技師に対する慰労金や危険手当等の支給についての現時点でのお考えを、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 慰労金につきましては、新型コロナの拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事する医療機関等に勤務する医療従事者や職員に対して、支給

することとしております。

また、新型コロナ入院患者の受入れ体制強化のため、入院患者に直接接して対応する医療従事者に対し、入院受入れ機関が危険手当を支払う場合に、その要する経費を補助しております。

医療機関等に勤務する臨床検査技師に対しましては、このような要件を満たす場合に支給などされることとなります。

**○内田理佐議員** それでは次に、衛生環境研究所職員への慰労金等についてです。

この新型コロナウイルスの検査において、特に、今現在も縁の下の力持ちとして御尽力されている衛生環境研究所に勤務する臨床検査技師等に対する慰労金の支給など、モチベーション等を考慮した何らかの対応が必要ではないかと思えます。

この研究所はとても特殊な場所で、1970年、公害対策基本法制定後に、各都道府県、政令指定都市などに設立されています。職員は36名体制ですが、微生物部に13名、このうち臨床検査技師10名でPCR検査業務を行っています。

館内に入り驚いたのは、テロリストに狙われると危険な特定病原体も扱う施設なので、警備上、職員はマスクを着用していません。PCR検査では、ウイルスを不活性化する作業のときが一番難しく、時間もかかり、防護服、マスク、手袋着用での手作業となります。今回のように、長い期間、危険な検体を毎日扱うことは、ほとんどないと思えます。クラスター発生時は深夜までかかり、土日も休まず出勤です。毎日が暴露する可能性のある危険な作業が続きます。

しかし、衛生環境研究所は、患者さんとの接触がないということで、検査技師への慰労金支

給はありませんでした。患者さんとの接触と、陽性そのものの検体との接触、どちらが危険だと思いますか。

私は、県立病院にPCR検査をする技師が見つからないということで、8月、医療現場が回らないから応援に来てくれと声をかけられ、応援に行きました。そのとき、どれだけの人に危険だからやめろと止められたか。皆さん検査技師の仕事は危険だと認識しているんです。でも、私は地域医療を守りたかったし、患者を1人でも出さないように、現場を止めるわけにはいかないという気持ちで手伝いました。きっと、検査技師の皆さんは全員そうです。正直、感染する怖さと闘いました。

それでも宮崎県での感染を食い止めるために使命感を持って歯を食いしばって毎日努力されている検査技師の苦労をねぎらっていただくためにも、宮崎県独自の慰労金支給を切にお願いします。福祉保健部長、よろしくをお願いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 衛生環境研究所の臨床検査技師等におかれましては、新型コロナに関連し、増大するPCR検査業務という、迅速かつ正確な処理が求められる、大変重要な役割を担っておられます。私自身も、直接インタビュー取材をし、大変感じ入ったところでもあります。

一方で、慰労金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療機関等に勤務する医療従事者や職員に支給対象を限定しております。これは、感染により重症化するリスクが高い患者との接触を伴う立場にあることを理由とするものです。

議員御指摘のとおり、臨床検査技師等のモチベーション向上、働きやすい職場環境づくり

は、大変重要だと考えております。

県ではこれまで、衛生環境研究所のPCR検査機器や顕微鏡、安全キャビネット等の購入に係る予算をお認めいただき、検査体制の充実や職場環境の整備を図るとともに、他部局からの応援職員の派遣や勤務時間の割り振りの変更などに取り組んできたところであります。

さらに、今11月議会では、自家発電機・照明機器の改修、トイレの洋式化等に係る予算の審議をお願いしております。今後とも、現場の声に耳を傾けながら、必要な取組を行ってまいります。

**○内田理佐議員** 御説明は本当に理解できるんですけど、やっぱり納得がいきません。

今回、国会議員にも相談したんですが、「ほかの都道府県で危険手当や慰労金の支給をされていたら、国は手当や慰労金の支給には至らない」と、はっきりと言われました。

全国では9月7日の時点で、PCR検査をされた県の臨床検査技師に対し手当を支給している都道府県が11都道府県ありました。ですので、国は支給しないということです。ということは、県独自で出していただくしか方法はありません。御理解をどうぞよろしく願いいたします。

次に、スナック軒数日本一宮崎県における小規模事業者支援についてです。

宮崎県は、人口10万人当たりのスナックの数が日本一です。宮崎のスナックには、ほとんどカラオケシステムが設置してあり、カラオケ機器の設置台数も日本一といってよいと思います。

この「スナックの数が日本一」を観光の切り口として、積極的にアピールを行ってまいりましたが、現在、飲食店はどこも経営が厳しい状況で

す。特に、カラオケは大声を出すため、ウイルスを拡散してしまうとのことで、カラオケスナック、カラオケボックスの経営は非常に厳しい状況です。

石川県小松市では、業界のガイドラインを遵守するための整備などができ、カラオケの使用自粛を決めた飲食店、宿泊業に対し、市がカラオケの機器レンタル使用料通信費に月に2万円もしくは4万円を、最大5か月分で最大20万円を支援するという例もあります。

そこで、コロナ禍の中で、飲食事業者をはじめ、苦境に立たされている県内の小規模事業者をどのように支えていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** スナックをはじめとして飲食業者の多くは、感染症の影響により、売上げが大きく減少いたしまして、御指摘のとおり、大変厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、国においては家賃支援給付金が措置されておりますほか、県におきましても、現在、感染防止対策を実施するために必要な資機材購入への助成に加えまして、資金繰りのための融資、プレミアム付商品券や食事券による消費喚起策などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、感染症の収束が見通せない中、厳しい経営環境が続くことも考えられますので、情勢を見極めながら、今後の状況の変化にしっかりと対応していく必要があると考えております。

**○内田理佐議員** それでは、県北地域における医療的ケア児の支援についてお伺いします。

県北地区における医療型短期入所施設の開設が長年の課題であります。今年2月の日高博

之県議の質問に対し、「地元医師会や医療機関に対し、開設に当たって具体的な説明と県内関係施設の視察提案などを行い、日向市などからも御協力の意向を伺っているので、今後とも地元自治体と連携を密にし、その実現に向けて取り組んでいく」との答弁をされています。

そこで、県北地区での医療型短期入所施設の開設に向けた現在の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 県としましては、県北地区に医療型短期入所を行う医療機関がないことは、大きな課題と認識しております。これまで延岡市や日向市とも連携の上、地元医師会を訪問し、医療機関の掘り起こしを行うとともに、直接、医療機関を訪問し、開設に向けた働きかけを行ってきております。

本年度には、働きかけを行った医療機関に医療的ケア児等の実情を知ってもらうための福祉施設の視察などを行っていただいたところであります。

さらに、サービスの具体的な内容や開設に向けた申請書類の作成方法などを説明し、早期に開設できるよう取組を進めているところであります。

**○内田理佐議員** 県北は地理的な要因もあり、例えば宮崎まで通院するにも、ヘルパーさんを雇って一日がかりとなります。ユニバーサルベッド付きのトイレは、都農町の道の駅か、高速では川南サービスエリアのみだと聞きました。1日でも早い開設に期待いたします。

次に、人工呼吸器使用者の災害時支援についてです。

さきの大型台風10号のときには、県内で停電が想定されていたことにより、人工呼吸器を必要とする医療的ケア児を持つ保護者の方々は、

県立病院への入院を希望し、入院できなかった方はホテル宿泊、もしくは電源を持つ施設を探し避難をしたそうです。

もちろん、自宅待機をされた方がたくさんいたと思われませんが、実際に停電に遭い、生きた心地がしなかったとの御意見も伺いました。

そこで、災害時の医療機器の電源確保について、県としてどのような支援ができるのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 人工呼吸器などが日常的に必要な在宅の医療的ケア児等の災害時の電源確保につきましては、安全性や確実性、簡便性の面から、国立成育医療研究センターが勧めている、家庭での外部バッテリーの準備や蓄電池、発電機の購入などが有効な手段と考えております。

これらの取組は、市町村が障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の給付対象にすることで、県は国と一体となり、事業に要する費用の一部を補助することが可能になります。

このため、県といたしましては、市町村への給付対象の働きかけをはじめ、安全・容易・実用性といった面での助言や、既に給付対象にしている自治体の情報提供などの支援を行ってまいります。

**○内田理佐議員** とても心強い御答弁で、ありがとうございます。今後も、御支援よろしくお願いたします。

それでは、AEDの設置状況についてお伺いします。

自動体外式除細動器（AED）は、心肺停止状態で人が倒れたときに、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を行う際に、除細動を行える医療機器です。

私は、一度だけ、会議中に目の前の方が倒



れ、館内にいた看護師がマウス・ツー・マウスと心臓マッサージをされましたが、亡くなられたという経験があります。

また、今年の夏、延岡市北浦町の山間部で、AEDが必要な事象が発生しました。近所の方が公民館へ探しに行きましたが、設置されておらず、次に小学校まで行きましたが、玄関の中に設置されていたものの鍵が開かず、ガラスが強化ガラスでなかなか割れず、救急車到着にも時間がかかり、間に合いませんでした。私と同じ年齢の方でした。

宮崎県は、山間部など僻地でのAEDの設置数が少なく、さらに屋内に設置されていると、施設が閉まっているときなど取り出しが困難であり、必要なときにAEDが使えない可能性が高いのです。

千葉県では、AED設置状況をパソコンや携帯電話から検索し、地図上に表示させるシステムを運用しています。本県でも、県内統一のシステムをぜひ構築していただきたいと思えます。

そこで、県民にAEDの設置場所について広く情報提供する必要があると考えますが、県内の設置状況について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** AEDの設置状況につきましては、公共施設や民間施設等が設置した際に、一般財団法人日本救急医療財団に届出がなされ、登録されたものが、同財団のホームページで公開されており、県内のAEDの登録件数は、11月20日現在において3,395件となっております。

AEDがどこに設置されているかを県民に知らせることは大変重要でありますので、今後とも財団への登録促進を図ってまいりたいと考え

ております。

**○内田理佐議員** 県内のAEDは3,395件の登録ということですが、その命を守るAEDを管轄する行政組織が、まさに縦割りになっています。

県では、医療薬務課、危機管理局消防保安課、県警本部、教育委員会など、AEDを扱う部門は多く、また、市町村によっても、取組や配備の方法がまちまちです。

千葉県は平成28年に、「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」を制定し、普及促進計画と組織横断的な庁内プロジェクトチームを設置し、検討しています。

そこで、宮崎県でも山間部のような空白地帯をなくすためにも、AEDの設置と利用推進について横断的に取り組む必要があると考えますが、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 具体的な事案を踏まえて、重要な御指摘をいただいたものと受け止めております。

特に、中山間地等の遠隔地におきましては、救急隊や医療の提供までに時間を要することから、AEDの普及促進が図られることは大変重要であります。

心肺停止の際にその場に居合わせた人が救命措置を行うことで、救命の可能性が高くなるということから、国の「AEDの適正配置に関するガイドライン」でも、遠隔地や山間等の救急隊到着までに時間を要する地域へのAEDの設置を考慮すべきとされているところであります。

今後、AEDの使用で要救助者の救命率の向上を図るためには、いざというときにAEDを利用できる、そのような環境を整えるということは非常に重要でありますので、先ほどのホー

ムページ等で紹介されている設置場所の確認でありますとか、機器の維持管理、AED及び心肺蘇生法に関する知識・技能を県民の皆様へしっかりと普及啓発を行っていくということ、市町村や関係機関と連携して取り組んでまいります。

**○内田理佐議員** 例えば、小・中・高校に必ず1個以上のAEDが設置されていますが、設置場所は決まっておらず、学校が休みの際には、なかなか中に侵入できません。えびの市は、全ての小中学校のAEDは屋外にあり、いつでも必要なときに利用できるそうです。ぜひ、県の指導の下、学校のAEDが屋外になるように御検討いただけないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、県立学校跡地を活用した移住促進についてお伺いします。

県内には、少子化に伴い廃校となった学校が数多く存在します。廃校は全国的な問題となっていて、有効活用を目指し、各自治体で様々な再利用が行われています。

日南市では、旧潮小学校がオートキャンプ場に、美郷町の旧渡川小学校はウナギの研究機関に、宮崎市の穆佐小学校移転跡地は民間施設「ムカサハブ」として有効活用されています。

しかしながら、廃校後、そのまま放置されている学校施設がたくさんあり、旧県立学校についても2か所あります。延岡わかあゆ支援学校跡地は、市街地やインターからも近く、バリアフリーで寄宿舎以外は耐震化が済んでいて、非常に優良な物件です。現在、グラウンド部分は延岡市に払い下げられ、子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」になりましたが、残地の校舎部は8年間そのまま残っていて、その後の使用方法も決まっています。高原町の高原高校跡地

も、同様にその後の使用法は決まっていないと聞いています。

そこで、廃校となった2校の跡地の状況について、教育長にお伺いします。

**○教育長（日隈俊郎君）** まず、高原高校跡地につきましては、高原町に買受けの意思がないことを確認した後、一般競争入札等により、敷地の3割程度を売却いたしました。残り7割程度につきましては、継続して公募を行っているところであります。

また、延岡わかあゆ支援学校跡地につきましては、お話にありましたが、延岡市が、まずグラウンド部分の買受けを希望されましたので、平成29年に売却しております。その際、残りの部分につきましても、引き続き協議をしたい旨、希望がありましたので、処分を留保しているところであります。

**○内田理佐議員** わかあゆ支援学校跡地に対する延岡市の考えは、「有効活用したいが、敷地や施設面積が広く、今後の維持管理経費や費用対効果の面など検討したい」ということです。県か市か、いずれにしても早めに活用していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、移住促進を目的とした学校跡地の活用についてです。

小・中・高校の学校跡地活用として、例えば、働きながらバケーションも楽しむ「ワーケーション」として廃校の活用ができないか。また、福祉施設としての活用や、移住したいと考えている方々の仕事場等として格安で貸し出すなど、活用の道はたくさんあると思います。

そこで、移住促進などを目的とした学校跡地の活用について、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県内における移住促進を目的とした学校跡地の活用につきましては、美郷町が黒木小学校の跡地を活用しまして、お試し滞在施設を整備した事例がございます。

県といたしましては、市町村が学校跡地等を活用して移住関連施設を整備することは、移住促進を図るための有効な方策の一つであると考えておりまして、市町村が具体的な取組を行う場合には、その意向を十分に確認し、関係部局と連携しながら、施設の活用事例や利用可能な国の補助制度の紹介、整備した施設のPR等を支援してまいりたいと考えております。

今度とも、コロナ禍を契機とした地方移住の関心の高まりをしっかりと捉え、市町村と連携して、移住の促進や受入れ環境の整備に力を入れてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 どうぞよろしくお願ひします。

それではここから、アフターコロナ時代を見据えた新たな観光戦略についてです。

今回、修学旅行先の多くが県内になった学校が多く、地域経済や郷土愛を育む教育振興においても、非常によい取組だったと思います。しかし、様々な課題も見えてきました。

宮崎県は、もともと修学旅行の受入れ実績が鹿児島、長崎に比べて少なく、受入れプログラムはあるものの、経験不足により人材が育っていないことが分かってきました。

奈良県では、奈良県東京事務所が奈良県への教育旅行のお手伝いとして、職員が関東近辺の学校に出向いて説明するなど、売込みを行っています。

本県も課題を克服し、アフターコロナ時代を見据え、教育委員会との連携を図りながら、例

えば宮崎県福岡事務所より、九州管内から売り込む活動をしていけばよいのではと考えます。

そこで、教育旅行の誘致にさらに力を入れるべきと思いますが、本県の受入れ状況と取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 教育旅行の受入れにつきましては、集計を開始した平成2年度は約5万4,000人でありましたが、平成22年度には、口蹄疫などの影響もありまして、1,025人にまで落ち込んだところであります。

このため、マリンスポーツ体験や農泊など、本県の強みを生かした体験交流型の新たな素材の開発に取り組みますとともに、関西・北部九州をターゲットにした、官民で組織する県教育旅行誘致推進協議会を中心に誘致活動を行いまして、令和元年度は3,216人となったところであります。

今年度は、県内校が教育旅行を実施する中で、県内の見学先や宿泊先などに対する肯定的な感想もいただいております。これを弾みに、今後とも、県外事務所と連携し、県外の学校関係者や旅行会社に対するセールス活動などにも取り組み、県外からのさらなる誘致につなげてまいります。

○内田理佐議員 実は今回、京都の中学校から、宮崎県での修学旅行を計画したいと相談がりましたが、その際、関西のJTBさんが宮崎市や延岡市の観光協会に電話し、調査検討されました。キャリア教育やグリーンツーリズムを希望されていましたが、受皿が慣れていないことや、移動時間がかかることもあり、教育プログラムが確立されている鹿児島県に、結局は流れてしまいました。

この教育旅行は観光推進課が窓口ということ

を、私は今回、改めて知りましたが、教育委員会の協力も必要だと思います。横断的な取組で、粘り強く平成2年度の5万人まで、ぜひ押し上げていただきたいと思います。

次に、アウトドア観光のPRについてです。

本県は南北に非常に長い形であり、観光については、ある程度、エリア別での対応が必要だと思います。例えば延岡市近辺では、日向市、西臼杵郡、東臼杵郡、児湯郡などの県北エリアの広域的な観光戦略が必要です。

特に本県は、自然に恵まれ、様々なアクティビティーが可能で、いわゆるアウトドア観光をさらに推進すべきだと思います。

例えば県北なら、島野浦周辺でのダイビングツアー、高千穂から延岡にかけての旧国道218号を走り、五ヶ瀬川を眺めながらのサイクリング、北川でのカヌーなど、それぞれコンテンツとして素晴らしいものを持っていますが、地域ごとの限定的なPRとなっていて、個人での参加にとどまり、広域的な広がりになっていません。やはり、市町村の枠を超えて広域的な取組として、修学旅行と同様に、県としてPR活動や事業の推進のための戦略的な取組が必要だと思います。

そこで、アウトドアスポーツではなく、広い意味での観光「アウトドアアクティビティー」を、本県観光の強みとして、もっと広域的な取組でPRすべきと思いますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** アウトドアアクティビティーは、本県観光の柱の一つであると考えておりまして、県内には、えびの高原でのトレッキングや日南市栄松でのシーカヤックなど、多くの素材がございます。

その中で、県北地域では、県観光協会や市町

村と連携いたしまして、スキューバダイビングやクルージングなど複数のメニューから旅行者が自由に選んで体験できる旅行商品を造成し、大手旅行会社による販売も行っているところがあります。

今般の感染症の影響によりまして、密集した空間での旅行を避け、自然を楽しむ観光へのニーズが、今後一層高まっていくと考えておりますので、これまでの取組をさらに進めますとともに、市町村等と連携しながら、その魅力を広く発信することで、さらなる誘客につなげてまいります。

**○内田理佐議員** それでは、アウトドアアクティビティーの一つ、サイクルツーリズムの推進についてです。

愛媛県では、サイクリングは健康と生きがいと友情を与えてくれるということで、「自転車新文化」を提唱し、瀬戸内しまなみ海道をはじめとして、県全体でサイクリングパラダイスを目指す「愛媛マルゴト自転車道」を推進しています。

また、サイクルツアー造成事業に係る補助金を制定し、サイクルツアーを企画する事業者の育成に努めています。

宮崎県では、自転車活用推進計画を策定するなど、準備段階だとは思いますが、旧国道や旧鉄道跡地などにおいても、県土整備部が主体となり、自転車通行のための整備を進めていると聞いています。

そこで、本県の恵まれたサイクリング環境を観光資源として存分に生かすためにも、愛媛県と同様に、サイクルツーリズムを一層推進していくべきと思いますが、県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** サイクル

ツーリズムは、周遊・体験型の新たな観光スタイルとして、近年人気を集めておりまして、県におきましては、宮崎県自転車活用推進計画を昨年9月に策定し、国や市町村等と連携しながら、モデルルートの設定や県内観光施設等でのサイクルスタンドの設置、ホームページによる情報発信などに取り組んでいるところであります。

これらの取組の効果を発揮していくためには、実際に観光客を誘致し、利用してもらうことが重要でありますので、今後、旅行会社に対しまして、旅行商品化に向けたセールス活動を積極的に展開いたしますとともに、県土整備部をはじめ関係機関と連携を図りながら、受入れ環境の整備や情報発信にも取り組んでまいります。

**○内田理佐議員** ではさらに、JR九州と連携してのサイクリトレインの活用についてです。

新型コロナウイルスの影響で、旅客業である鉄道、バス、航空会社は大打撃を受け、JR九州も赤字経営となり、経営が非常に厳しい状況です。

本県では、JR九州が唯一の鉄道会社であり、宮崎空港線以外の、日豊本線、日南線、吉都線、肥薩線では赤字が続いている状況で、特に日豊本線の佐伯－延岡間は赤字が大きいとのJR九州からの報告もあったばかりです。

そこで、本県としましては、JR九州に要望するばかりでなく、一緒にこの難局を乗り切り、アフターコロナ時代を見据えた観光を考えていくべきではないかと考えます。

愛媛県では、JR四国と連携し、「サイクリトレインしまなみ号」をはじめ、列車に直接自転車を乗せる仕組みを整えています。

そこで、県北では、JR九州との連携を深

め、愛媛県の事例を基に、サイクリトレインを生かしたイベントや観光列車を走らせるなど、佐伯と延岡が連携した広域の取組により、一層の観光振興を図りたいとの機運もありますが、商工観光労働部長の所見をお伺いします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 延岡市と佐伯市におきましては、「東九州伊勢えび海道」をはじめ、両市の強みを生かした様々な取組が実施されておりまして、サイクリトレイン等を生かしたイベントのアイデアも、こうした中から生まれた観光振興策の一つであると認識しております。

近隣市町村が連携して観光誘客を進めますことは、それぞれの強みを持ち寄り生かすことで、周遊性の高まりや圏域内での滞在時間の延長が図られ、観光消費の増加にもつながる重要な取組でありますので、地元関係者の考えを伺いながら、必要な支援や協力について検討してまいりたいと考えております。

**○内田理佐議員** ぜひ、近隣市町村との連携、また、県境を越えた連携など、例えば観光列車でいえば「海幸・山幸」を通していただくとか、そういうふうにJRに対する機運づくりというのを、地域でも地元でもつくっていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、キキタビの成果についてです。

7月23日から10月末まで、記紀編さん1300年記念事業の一環として、宮崎県内14社の神社を巡り記念御朱印を集印する、「ときめく神もうでキキタビ（記紀旅）」が開催されました。私の周りでも、若い女性たちが御朱印帳巡りで神話の源流を体感し、SNSで発信するなど、内容を読むと効果があったように感じます。

そこで、今年度のキキタビの成果と来年度に

向けた展開について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** 今年度のキキタビにつきましては、来年度の国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成を目的に、県神社庁の御協力の下、県内各地域の14の神社と連携し、記念御朱印の授与や、神話やそのゆかりの地を紹介したパンフレット等の配布を、7月から10月まで行ったところであります。

期間中は、記念御朱印を求めて多くの参拝客が各神社を訪れておりまして、記紀神話が本県の貴重な文化資源であることを再認識するとともに、観光プログラムとしてのポテンシャルの高さを感じたところであります。

県といたしましては、今回の成果を踏まえ、来年度の大会期間中に、キキタビを通じてより多くの方々が県内を周遊できますよう、対象エリアを広げるなどの内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

**○内田理佐議員** 第2弾のキキタビがあれば、ぜひとも延岡の愛宕山「笠沙の岬」、そして、北側のほうにある「ニニギノミコト御陵墓参考地」も入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、2県合同のユネスコエコパークの取組についてです。

県北地域の延岡市、日之影町、高千穂町を含み、大分県の佐伯市、豊後大野市、竹田市にもまたがる「祖母・傾・大崩」は、平成29年にユネスコエコパークに登録されました。大崩山の急峻な山岳地形と美しい溪谷、アケボノツツジなど幅広い植生と希少性などが、世界的にも認められているところです。

こちらの地域では、古くから、日々の営みに密接に関わっている自然の恵みに感謝し、豊作

や安全を祈る「高千穂の夜神楽」や、大分県豊後大野市の「御嶽神楽」をはじめ、各地で神楽が奉納されています。

これらの神楽は、自然を敬う気持ちを大切にしながら、その伝統を次の世代に受け継ぐ取り組みが行われているところであり、地域の大切な観光資源でもあると考えます。

そこで、この両県にまたがる祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおいて、地域で受け継がれた神楽を活用する視点も大事だと思っておりますが、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（渡邊浩司君）** ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な経済活動とが調和したモデル的な地域として、ユネスコに登録されたものであります。

その自然と人との共生という理念に基づき、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、自然環境調査や児童への啓発活動、誘客促進のための情報発信等に取り組んできたところであります。

このような取組の中で、神楽は、この共生の理念と合致する地域の営みであることから、啓発用の冊子やリーフレットの中で、神楽と自然との関係性や、次世代に受け継ぐべき伝統文化としての重要性などを紹介しております。

県といたしましては、今後とも、関係自治体や関係部局と連携し、神楽をはじめとする地域の伝統文化を大切にしながら、ユネスコエコパークに関する様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

**○内田理佐議員** 最後に、文化・芸術振興についてお伺いします。

今年は、平成24年から取り組んできた記紀編さん1300年記念事業の最終年であり、来年は、この事業の集大成として国文祭・芸文祭が開催

されます。

これらにより、本県文化・芸術活動は確実に活発化していると感じているところでありますが、さきの一般質問で、取組と展開について質問した際、知事は、「平成24年から取り組んできた記紀編さん記念事業を将来につなげていくことが大変重要であろうかと思えます。100年後、記紀編さん1400年記念事業が行われているときに、スタートはあの1300年のときだったと言われるような成果をしっかりと残していくことが重要だ」と答弁されました。

大変心強く思いましたが、これを一過性のものとせず、また記紀編さん記念事業や国文祭・芸文祭の成果を未来にしっかり引き継いでいくことが必要であると、私も強く思います。

そこで、既に多くの県では、先人が育んできた文化の次世代への継承や、多様な文化活動の振興などを盛り込んだ、文化芸術振興条例が制定されているところでありますが、本県においても、このような条例をつくるお考えはないか、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 文化には、人生を豊かにし、人と人とを結びつけて、地域社会に活力を与える大きな力があります。特に、このコロナ禍において、その価値はますます輝きを増しているものと認識しております。

本県では、豊かな自然環境や穏やかな県民性の下で育まれてきた神楽や祭りなどの伝統文化が根つき、また、国民的歌人の若山牧水のふるさととして短歌が広く県民に親しまれるなど、本県ならではの文化が息づいているところであります。

このような中で、これまで9年間にわたって取り組んでまいりました記紀編さん1300年記念事業や、来年開催されます国文祭・芸文祭を契

機として、県民の皆様による文化芸術活動が県内各地で展開されているところであります。

この1300年記念事業を行う前とその後で比べると、特に延岡市において、出会いの聖地とかいろいろな取組が、それまで以上に盛り上がってきたという印象を受けているところであります。こうした県内各地における盛り上がりを将来に引き継いでいくためには、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下に、その活動を支え、そこから生み出される価値をまちづくりなど様々な分野に生かしていくことが重要であると考えております。

御提案の条例におきまして、こうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることは大変意義あるものと考えておりますので、条例の制定について検討してまいります。

**○内田理佐議員** ぜひ、この条例を制定していただき、神話の源流であるこの宮崎、100年後、200年後、この宮崎で湧くこの源流が、私たちの後世にも流れていくというような宮崎県であってほしいなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

また今回、私は質問で、本当に厳しいことを申しました。昨日も感染症の協議会に出ておまして、正直、知事をはじめ執行部の皆様が本当に身を割いて御苦労されているというのも分かっておりますし、渡辺部長なんかも目の下にくまがあるのが、さっきからずっと気になっていまして、本当に恐縮だなと思いながら、私は質問をしております。分かっていたいただきたいなと思っておりますが、年末ですのでお体にも気をつけていただいて……。でも、この難局を一緒に乗り越えるぐらいの気持ちで、私たちも頑張りたいと思っておりますので、ぜひ、誠心誠意努めていただければと思います。

本当に今日は質問に答弁いただきまして、ありがとうございます。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

最初に、菅義偉首相の日本学術会議への人事介入問題についてです。

これは、学術会議法に基づいて推薦された新会員105名のうち6名を、首相が理由も示さず任命拒否した問題です。これは単に学術会議の問題にとどまらず、民主主義に、学問の自由に関わる問題、国民全体に関わる問題だとして、今、全国で、学者・大学人をはじめ各界から批判と抗議の声が上がり、自然保護団体、消費者団体、映画人、演劇人、作家、ジャーナリスト、宗教者など実に幅広い団体、個人による抗議声明は950を超えて広がっています。

この日本学術会議における首相の任命拒否問題について、知事の御所見をお聞かせください。

あとの質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

今回の日本学術会議、新規会員候補の任命に

係る御指摘につきましては、人事に係ることとして、任命に至らなかった理由の詳細を政府が明らかにされておられませんので、その是非について、私から特に申し上げることはありませんが、一般論として、行政の行った判断については、できる限り丁寧な説明に努めることが大切であると考えております。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 大変シンプルなお答えをいただきましたが、この学術会議問題についての中身に少し触れさせていただきたいと思いません。

そもそも、日本学術会議は、戦前、科学者の組織が独立性を奪われ、軍事研究・戦争に動員された苦痛の教訓の上に、政府から独立して政策提言をする機関として設立されたものです。そしてこれまで、「学問の自由を守る」という立場から、軍事研究に反対する声明も出されています。

菅首相は、任命拒否の判断を、「総合的、俯瞰的に判断した」と言うだけで、明確な理由は何一つ示していません。

大西隆日本学術会議元会長は、「任命を拒否した理由を政府が説明しないので、過去の政府方針を批判したことを理由に任命されなかったとの臆測を呼んでいる。科学に基づいて独立した立場から政府に物申すことはあるが、学術会議の目的は、科学の成果を社会に生かすことにあるのだ」と述べられています。

学術会議法では、会員推薦の基準を「優れた研究者または業績がある科学者」と定め、会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と明記されています。菅首相の任命拒否は、この日本学術会議法を踏みにじり、また、首相の任命は形式的なものとした、国会での政



府解釈をも覆した違法行為であることは明白です。ましてや首相が、バランスとか民間、若手が少ないだとか勝手な基準をつくって法律を無視して人事に介入することは、「法による支配」を崩壊させ、「人による支配」の国になってしまい、国の最高権力者が、理由もなく意に沿わない人物を排除するなどの事態は、まさに独裁国家へとつながってしまいます。

憲法が基本的人権の大きな柱として保障する学問への自由の攻撃は、科学者・研究者にとどまらず、国民全体への攻撃です。

任命拒否の撤回を求めるネット署名は10万人を突破して広がり続けています。後世に禍根を残さないためにも、違法・違憲の任命拒否は撤回以外にありません。幅広い国民が、立場の違いを超えて力を合わせるときだと思っています。

では知事に、政治姿勢2つ目は、核兵器禁止条約について伺います。

国連で採択された「核兵器禁止条約」が発効に必要な50か国の批准に対し、史上初めて核兵器を違法化する国際条約が、2021年、来年1月に始動します。この禁止条約の発効の確定は、日本の被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を求める多くの政府や市民社会が、核保有の大国や核兵器に固執する勢力の妨害や逆流を乗り越えて達成した画期的な成果だと思えます。

まず、この「核兵器禁止条約」が発効されることについて、知事の御所見を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 来年1月に発効することとなりました「核兵器禁止条約」につきましては、我が国と同様に、多くの国が核兵器のない世界を目指すという思いを共有している点では、評価されるべきものと考えておりますが、

「核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠であり、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に、核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが適切である」という我が国の考え方とは、アプローチを異にしているものと受け止めております。

東アジア情勢の不安定化が、唯一の被爆国であります我が国の安全に対する大きな脅威となっている中で、「核兵器のない世界」の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との協力は不可欠であります。

私としましても、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた責務であると考えております。

**○前屋敷恵美議員** この禁止条約の下で開かれる締約国会議では、核兵器廃絶を視野に入れた具体的なプロセスが動き出すこととなります。

今年の開催が延期された核不拡散条約（NPT）再検討会議の来年開催では、実際、核保有国も参加する中で、核兵器廃絶への流れを加速させることが強く求められ、2000年のNPT再検討会議で、核保有国自らも賛成した「核兵器の完全廃絶」の約束の実行が迫られてまいりません。そしてこのことは、核の傘に依存する同盟国の態度も厳しく問われることになると思えます。

批准した50か国の中に日本の名前はありませんでした。「50番目でもいいから、日本が名前を連ねてほしかった」、これが多くの国民の願いではなかったかと思えます。

唯一の被爆国でありながら、「核兵器禁止条約」に背を向け、署名も批准もしない態度を取り続けている日本政府に対して、国内外から失

望と批判の声が上がっています。

日本政府は、これまで、核兵器保有国と非保有国との橋渡しの役割を果たすのだと言ってきました。知事も今、そうおっしゃいました。しかし、具体的にはどう動くのか、日本が核の傘の中にいたのではできないことで、橋渡しをすと言いながら、事実上、核兵器廃絶を究極のかなたに追いやるものだと言わなければなりません。

今こそ、日本が唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の立場を明確にして、その責務を果たすときだと思います。知事にも、日本政府に署名・批准の働きかけを行っていただくことを求めたいと思いますが、知事の御見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国は唯一の被爆国でありまして、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会の取組をリードしていく使命を有しているものと認識しております。

このような中で、現実の安全保障上の脅威に対処しながら、「核兵器のない世界」を実現するためには、核兵器国と非核兵器国との協力が不可欠であり、地道に核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが適切であるということが、我が国の考え方であると受け止めておりますので、今後ともその考え方を踏まえながら、私としましても、平和で安心して暮らせる社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、国内では、禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体は500に迫ろうとしています。世論調査では7割の国民が、日本が禁止条約に参加すべきだと答えています。日本政府は、こうした世界と日本の声に応じて、速やかに条約の署名・批准をすべきと

思います。

私などが言うまでもなく、広島のお持ちの河野知事ですから、広島・長崎はもとより、国民の思いとともに、核兵器廃絶が究極のかなたではなく現実のものになるよう、御尽力いただきたいと思います。

では、続けてまいります。日米共同訓練について伺います。

10月26日から11月5日の間、新田原基地において、在日米軍再編に伴う日米共同訓練が、規模の大きいタイプⅡで実施されました。

我が党は、日米共同訓練そのものに反対の立場を明確にしておりますが、特に今回問題にしたことは、米軍人の宿泊を、新田原基地内に整備した米軍宿舎ではなく、宮崎市中心部のホテルにしたことです。このことが明らかになって以降、県民、とりわけ宮崎市の住民からは、市内繁華街での事件や事故の危険性を危惧する声や寄せられ、同時に、コロナ禍の下での感染拡大につながることへの心配も相当なものでした。それは、米軍人の所属する嘉手納基地で多数の感染者が確認されていたからです。しかも沖縄では、米軍人の感染者が出ても自治体への情報は極めて限られ、十分な調査や感染防止の手だてが取れないなどの問題点が浮き彫りになっていたからです。

今日の新聞報道でも、昨日、沖縄では72人の感染者が出たと発表がありました。1日の感染者では最多の数だそうです。累計564名、ほぼ宮崎と匹敵すると思います。全国の米軍基地の情報がなかなか更新されず、懸念の声も今、強まっています。こういう状況にあるわけです。

ホテル宿泊が密を避けるコロナ対策というのであれば、地元住民に過度な心配や不安を生じさせないための配慮があつてしかるべきで、訓

練そのものの中止を、本来、選択すべきであったと思います。しかも、自治体からの度重なる要請にも応えず、ホテルの手配も独断専行で行うなど、傍若無人というほかはありません。

今後、なし崩し的にホテル宿泊を恒常化させることがあってはならないことです。そしてそこに、日米地位協定の抜本的な見直しは不可欠だというふうに思います。

今後、県はどのような対応で臨むのか、知事の御所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の訓練では、基地内宿泊を含め、訓練に関する安全対策等の具体的な措置や情報提供の在り方につきまして、国と関係市町で明確な合意や仕組みがなかったことなど、今後に向けた課題が浮き彫りになったものと認識しております。

このため、今後は関係市町と共に、課題や問題点を整理し、九州防衛局と関係市町で締結しております協定書の内容を担保する具体的な措置について、文書で確認してまいりたいと考えております。

また、日米地位協定につましても、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況にあると認識しておりますので、引き続き全国知事会と共に、抜本的な見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 日米地位協定の見直しが行われていない中でも、やはり地元や自治体の意向はしっかりと受け入れてもらえるような体制が、まずは大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移りますが、この共同訓練のさなか、綾町上空をオスプレイが2機、西から東へ、1時間ほどして東から西へと往復飛来したとの目撃

情報をいただきました。どこからの離発着か確認・調査をお願いいたしましたが、判明したのでしょうか。危機管理統括監、お願ひします。

**○危機管理統括監（藪田 亨君）** 今回の事案につきましては、10月29日に綾町においてオスプレイを目撃したとの情報が綾町役場にあり、11月2日に町から県に報告がございました。

県では、同日付で、九州防衛局へ事実関係を照会したところでありませけれども、現時点ではまだ回答がありませんので、九州防衛局に対して、再度、速やかな回答を求めていきたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 私は、これほど危機管理が薄いと言わなければならないというふうに思うんです。どこの飛行機がどこから飛んできたのか、それは何の目的なのか、特に軍用機ですかね。やはりそういうものが、正体が分からないでは、危機管理の能力が問われる、そういう課題だと私は思ひます。ぜひ、早く調査もし、確認をしていただきたいと思ひます。

まさに通告もなしに軍用機が住民の真上を飛ぶわけですから、やはりどれほど驚きと不安が大きかったか。情報をいただいた方からもそういうお声でしたけれども、ぜひ早く解明していただきたい。二度とこうしたことが起こらないように徹底していただきたいと思ひます。

今回の新田原基地を使つての日米共同訓練が終わるのを待ち構えたように、今度は日米掃海訓練が行われました。日向灘の川南町の沖合の海域で、11月18日から28日までの間、実施されました。油津港と細島港が利用されましたけれども、いずれの港も物流の拠点としての重要港湾です。軍艦の寄港や停泊は論外であり、私は認められないというふうに思ひます。

この訓練の期間中、米海軍の一部が食事のために上陸、外出もあるということで、やはり地元の住民の皆さん方の、コロナの感染の問題、また事故への危惧は払拭されませんでした。

この日米共同訓練の機雷掃海訓練は毎年行われております。昨年はオーストラリアも加わり、日米豪の3か国合同の訓練でした。海上自衛隊による機雷掃海は、どこで必要とすることがあるのか、甚だ疑問であります。

また、時を同じくして、日向の小倉が浜では海上自衛隊の上陸訓練も行われておりました。

さらに遡って今年1月には、鹿児島県にもまたがるえびのの霧島演習場、熊本の矢野原演習場も使って、オスプレイが参加する大規模な日米共同訓練が実施され、実に、年間通じて陸・海・空で軍事訓練が強行されており、宮崎県はまさに軍事訓練の拠点と化している状態です。

しかも、新田原基地では、米軍の弾薬庫を含む施設の建設が始まっております。この弾薬庫は完成次第すぐに米軍に引き渡すとするなど、地元と交わした当初の約束を平気でほごにして、基地を我が物顔で使おうとすることにほかなりません。米軍基地化そのものと言わなければならないというふうに思います。

こうした宮崎の今の現状を、知事はどのように認識しておられるのか。県民の生命、財産、安全が守れるのか、その責任を負う知事の御所見を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 外交・防衛に係る問題は、国の専管事項でありまして、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備や、本県で実施されております日米共同訓練につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の基地負担軽減など大

局的な観点から、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っておりますので、これまでも、訓練などのたびに、国に対して安全対策の徹底等を申し入れてきたところであります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、国に対して、適時適切な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元自治体の意向等も踏まえて、しっかりと対応してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 国の専管事項ということを常々言われますけれども、そうであっても、やはり傍若無人な振る舞いを、この現地でされては困るわけですから、その点はしっかりと踏まえていただき、対処をしていただきたい。

私は、先ほど核兵器の問題でも質問いたしましたが、この核兵器の威嚇もそうですが、軍事力で問題の解決を図るやり方ほど無策はないというふうに思います。国民の暮らしをよそに、軍事費をどこまでもエスカレートさせる、これほどの無駄遣いもありません。唯一人間に与えられた理性が働かない社会は滅亡につながると、私は思います。アメリカへの思いやり予算や国防という名の軍事予算、今年は5兆円をはるかに超えました。今はコロナ感染対策に十分充てることが先決だというふうに思っています。

この宮崎の現状を踏まえて、理不尽なことには、国にもしっかりと進言できる知事であってほしいと思っております。

次に移ります。次は、新型コロナウイルスの感染対策についてです。

感染拡大が止まりません。全国の感染者数は連日2,000名を超え、「第3波」の到来は必至で

す。宮崎県も連日感染拡大が報告されています。11月に入ってから急激に増加しています。感染者は135名に及んでいます。

この状況をどのように捉え、どう対策を考えられるのか、福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 11月以降、県外との往来に端を発した感染につきまして、県内7圏域のうち6圏域に広がっておりますが、宮崎市・東諸県圏域を除いては、発生は限定的となっております。

患者の状況につきましては、無症状者や軽症者が多く、現時点では、入院病床が逼迫するまでには至っていないものと認識しておりますが、時々刻々と変化してきておりまして、今後の状況を注視する必要があると考えております。

今後とも、市町村や飲食関係団体と連携したガイドラインの遵守の徹底のお願いや、県民の皆様への早め早めの情報提供に努めるとともに、必要な対応を迅速に実施してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 政府が今進めております「G o T o キャンペーン」は、コロナ感染拡大の引き金の一つでもあるというふうに考えられます。政府は方針を二転三転させて、各県に判断を委ねるという状況です。県の対応をお聞かせください。商工観光労働部長、お願いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 国のG o T o キャンペーンにつきましては、札幌市や大阪市などの地域で一部制限する動きがありますが、現在の本県における感染状況を国の分科会が示している指標に照らしてみますと、現時点では、キャンペーンの対象地域の除外や食事券の発行の一時停止、利用人数の上限設定など、

制限の目安とされているステージ3に至っているわけではないというふうに認識しております。

しかしながら、感染状況は刻一刻と変わってきておりますので、状況の推移を見ながら対応を検討していく必要があると考えております。

**○前屋敷恵美議員** 感染拡大につながらないように、慎重な対応をお願いしたいと思います。

感染者が増加している中で、PCR検査体制の確保がより重要になっております。高齢者施設や学校などでの発生も出ております。こうしたところでの定期的な検査の必要性もあります。

本県の検査体制の現状と、検査の状況をお聞かせください。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 冬季のインフルエンザ流行に備え、検査体制の確保・充実は重要であると認識しております。

このため、県衛生環境研究所と宮崎市保健所の行政検査に加えまして、身近な医療機関等での抗原検査キットを使った検査や、検査機器を導入している民間検査機関が行う検査により、1日最大4,500件の検査需要に対応できる体制を整備したところであります。

**○前屋敷恵美議員** 十分な体制強化をお願いしたいと思います。

次は、保健所の体制強化についてです。

今、この問題が課題となっておりますが、県内の感染拡大が増える中で、感染経路が不明という方も多数見られます。感染追跡を専門に行うトレーサーの役割が不可欠だと思います。保健所の体制強化とトレーサーの確保で検査・保護・追跡を一体に推進してこそ、感染拡大を抑えることができるというふうに思います。

保健所の体制強化をどのように考えておられ

るのか、お願いいたします。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナの対応につきましては、保健所におきまして、県民からの相談対応、患者の行動履歴や濃厚接触者の調査など、業務負担が増加したところであります。

これらの増加した業務につきましては、保健所業務の支援を行う会計年度任用職員を新たに任用したほか、管内でクラスターが発生した高鍋保健所に対して、1日当たり30名程度の職員を派遣するなど、全庁的な応援体制により、一定の対応ができたものと考えております。

また、市町村保健師の協力体制を構築するなど、市町村との連携も深めながら、保健所機能向上のためのさらなる体制整備に努めているところであります。

保健所の在り方、体制につきましては、今回のような感染症への対応時などにもその機能が十分に果たせるよう、今後も適宜、見直しを検討してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今後のこともありますので、やはり基本的に体制を強化するという立場で対処していただきたい、このように思います。

次に、医療崩壊を防ぐためにも、今、医療機関等への支援が不可欠になっております。

今、国の施策で、その一つに「感染拡大防止等支援金」という制度がありますが、その申請状況や受給状況をお聞かせください。

**○福祉保健部長（渡辺善敬君）** 新型コロナの院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対しまして、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する「感染拡大防止等支援金」の交付を行っております。

支援金の令和2年10月末現在の申請状況は824件となっております。県では、今後とも、引き続き医療機関等に対し、申請について周知を図ってまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** この間、多くの病院・診療所が、患者の受診抑制などによる大幅減収で「コロナ経営の危機」に直面し、医療従事者のボーナスカットなど「コロナ賃下げ」が起きている。全国的にもそういう状況がありますけれども、今お答えいただいた「感染拡大防止等支援金」では、この落ち込んだ経営の足しには到底ならないわけです。

政府はまだ一貫して「減収補填はしない」という立場を取っていますが、医療現場を支えずして患者の命は守り抜けないというふうに思います。地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補填を行い医療体制を守ることが、どうしても必要です。

県からも積極的に、国に対して支援金を支給する、補填するということを要望することや、また、県としての対応を求めたいと思います。

次に、今日の報道では、完全失業率が3.1%と上昇しています。コロナの影響による解雇や雇い止めの実態と県の対策について、商工観光労働部長、お願いいたします。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 宮崎労働局によりますと、本県で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして解雇や雇い止めされ、または、その見込みがある方は、本年11月20日現在で597人となっております。製造業を中心として様々な産業に広がっております。

このうち、派遣やパートタイムなど不安定な就労形態である非正規雇用労働者の数は、国が集計を始めました5月25日以降では222人となっております。

県としましては、コロナ禍で離職等を余儀なくされた方々について、職業訓練を行い、安定した就労ができるよう支援をいたしますとともに、正社員として雇用した企業に対して支援金を支給するなど、引き続き雇用機会の確保に努めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** あわせて、国の雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の活用状況も伺いたと思います。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 国では、「雇用調整助成金」につきまして、事業主の負担軽減、あるいは事務の迅速化を図るために、申請期限の見直しや手続の簡素化を行うとともに、特例措置の拡充、延長を随時実施しております。宮崎労働局によりますと、10月27日現在で、支給決定は累計で8,026件、金額では約71億円となっております。

また、労働者が個人で申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給決定は、10月26日現在で、累計で1,536件、約9,300万円となっております。

県としましては、相談窓口において、専門家が相談に対応しておりますほか、県内事業者に対して四半期ごとに配付している広報紙や、県庁ホームページによりまして、助成金の活用を呼びかけるなど、取組を行っております。引き続き労働局と連携しながら、利用促進に努めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 働く皆さんのことをしっかりと支えていくということが何より大事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

このコロナ禍の中で、中小企業・小規模事業所の皆さん方は本当に窮地に立たされている状況にあります。

県は、こうした現状をどのように把握して支

援していくのか、その方向性を伺いたと思います。

**○商工観光労働部長（松浦直康君）** 県では、商工会や商工会議所等に設置されました特別相談窓口などを通じまして、コロナ禍の影響を受けた事業者の声や状況の把握に努めているところであります。

県としましては、事業継続のための給付金のほか、資金繰り対策や事業活動における感染防止対策、消費喚起策、ICT導入等、新しい生活様式に対応した事業活動への支援にも取り組んできたところであります。

その結果、宮崎財務事務所が10月に発表した経済情勢報告によりますと、県内経済は持ち直しの動きが見られますけれども、感染症の影響が長期化する中、今後とも厳しい経営環境が続くということが懸念されますので、状況を見極めつつ、しっかりと対応していく必要があると考えております。

**○前屋敷恵美議員** まさにコロナの行く先は、全く今、見えないという状況ですので、いつまでこういう状況が続くのか分かりませんので、ぜひ、県としてもしっかりとそこを支えられるように、まずは状況の把握にしっかりと努めていただきたい、そして対策も打っていただきたいと思ひます。

では、次に移ります。次は、種苗法の改定について伺ひます。

今、臨時国会で、種苗法改定の審議が行われています。既に衆議院では可決され、参議院に回っておりますが、2018年に、民間参入の障害になるとして種子法を廃止したことに続く、種苗法の改定です。

種苗法改定案は、登録商品について農家が続けてきた自家増殖を原則禁止にすることで、優

良品種の違法な海外流出を防ぐためとしています。

しかし、農家からは、農業生産における農家負担が増えるだけでなく、食の安全・多様性も損なうものだとして、今、反対の声が全国的に広がっております。

種苗法の改定で、農業や農家にどのような影響が及ぶと認識しておられるのか、農政水産部長、お願いいたします。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 改正法案に盛り込まれました自家増殖の許諾制に関しましては、自家増殖の制限や許諾料、手続の発生等に対する農業者等の懸念の声があることは承知しております。

しかしながら、今回の法改正の対象は、種苗法で登録された品種のみで、全体の9割程度を占めます一般品種は、許諾制の対象外となり、これまで同様に自家増殖が可能です。

また、登録品種の育成者は、民間企業以外に国や都道府県、個人と多様であり、国や都道府県の場合は、許諾料が高額になることは想定されず、農業者は、一般品種も含めまして数多くの品種の中から選択できる状況でございます。

さらに、許諾手続につきましても、JA等の団体が一括して行うことを国で検討していると同っておりますので、影響は限定的なものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、部長からお答えいただきましたけれども、農林水産省もそうっております。自家増殖が禁止されるのは登録商品で、一般品種は対象外で大半の農家には影響しないと。

しかし、米でも自家増殖が禁止されるのは、農水省の説明よりもっと多いことが示されています。また、特産品に力を入れている地域ほど

登録商品は多く、影響が大きくなります。

農水省の実態調査では、登録商品を使って自家増殖する農家は全体の約5割に上っています。そして、自家増殖の許諾料は高くないと言いますが、許諾料を決めるのは、農水省ではなく育成権者です。実際、農水省も、「民間の話なので分からない」と、負担増の可能性も認めているところです。今回の改定によって、農家に新たな負担が増えることは必至です。

また、優良品種の海外流出を防ぐためとも言いますが、改正案でもこの違法な流出は防げず、海外で品種登録しない限り、外国での栽培を止めることは難しいと、国会の農水委員会でも農水省は答弁しています。海外で品種登録するのは政府の責任です。自家増殖に責任を転嫁することはお門違いだと言うほかありません。

今回の種苗法の真の狙いは、種子法廃止同様、種苗法も改定して、民間業者の種苗市場を広げることにあるというふうに思います。そこに多国籍企業の参入は当然のことです。

これは消費者にとっても大問題で、現在、日本では遺伝子組換え作物の栽培は140も認可され、3年後には「遺伝子組換え作物でない」という表示の義務さえなくなります。食の安全は大きく脅かされようとしています。こうした遺伝子組換えなどのゲノム編集種子企業による食物への影響は大きいと言えます。

もともと、種苗の自家増殖は農家の権利であり、農業の基幹です。その土地の農家が自家増殖を繰り返しながら、その土地に適した種苗をつくることで、多様性も維持されてきました。多国籍企業から高いお金を払って種苗を購入しなければならぬ事態になれば、日本の農業が、宮崎の農業が大きな打撃を受けることにな



ります。

農家には内容が十分知らされることなく国会審議が進んでいますが、まだ結論は出ておりません。慎重審議を求める意見書は、全国で109自治体、11月17日現在で2県43市53町11村に上っています。農業を基幹産業とする宮崎です。ぜひ、国に種苗法案廃案の意見を上げていただきたいと思いますが、ここは知事にお答えいただきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の種苗法改正は、我が国で育成された優良品種の海外流出の問題などに対応するため、育成者の知的財産権を守ることを主な改正点としまして、産地としては、輸出に向けた地域ブランドを守り、産地形成を後押しする内容であると理解しております。

一方で、農業者等から法改正の影響を懸念する声があるということも承知しておりますことから、県としましては、国と連携し、法案内容が十分に周知され、本県のさらなる振興に資するものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今国会に上程されたばかりで、5日までが国会ですけれども、そこで急速に結論を出すというやり方も、私は改めていく必要があるかと思えます。

どれほど宮崎の農家にも農業にも影響が出るか、そここのところを十分慎重に調査もしていただきながら、農家を、農業を守るという立場を貫いていただきたい、このように思うところでございます。

次に、高収益作物次期作支援交付金について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大のため需要が減り、市場価格が下がった野菜や花卉、果樹、お茶などの

農家が、営農を断念することのないよう、次の作付に向けて設備投資をした農家に支援するとしたのですが、農水省が農家からの申請を締め切った後になって要件を変更して、混乱を起こしています。

宮崎県の申請状況や要件見直しの影響など、状況・実態をお聞かせください。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 本交付金につきましては、これまで3回の公募が実施されており、5月に行われました第1回公募では、事業実施主体の推進事務費のみであり、7月の第2回公募において、次期作に向けた取組が完了した農家の交付金申請額については、市町村やJAからの聞き取りによりますと、910件の約8億円となっております。

なお、12月25日が申請締切りとなっている第3回公募につきましては、現在、市町村、JA等、関係機関・団体等が連携いたしまして、農家からの申請を受付中でございます。現時点での申請額は、今のところ把握しておるところではございません。

**○前屋敷恵美議員** 農家の皆さんからは、交付金を見込んでいろいろ手を打とうとしていたところ、「はしごを外された」という農政への不振が、今、広がっております。

今回の要件見直し、変更は撤回して、元通り交付するべきと思いますが、農政水産部長の御見解を伺います。

**○農政水産部長（大久津 浩君）** 今回の運用見直しは、農家の方々に大きな混乱を招くとともに、申請事務を行っている市町村やJA等におきましても事務処理の負担が増えていることから、県といたしましては、コロナ禍で影響を受けた農家や、先行投資をした農家に対する必要な交付金の早期支給に加えまして、手続の簡

素化等が必要であると認識しております。

このため、国に対しまして、あらゆる機会を通じまして、予算の確保や公募の期間延長などについて、提案や要望を行ってきたところでございます。

今後とも、農家に寄り添いながら、現在行われております農家説明会、さらには申請受付におきまして、個別相談や申請事務の支援などに、県としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 農家がこのコロナ禍の下で農業に意欲が持てるようにすることが、重要だというふうに思います。その点では、この支援策は的を射た制度であったというふうに、私は思います。ですから、きっちり支援すべきだと思うわけです。予算は、ほかのコロナ対策同様、予備費を回して対応すれば十分できるというふうに思います。7兆円からある予備費ですから。県も、農家の立場に立って積極的にそうしたことを要望していただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

では、最後の質問になりますが、少人数学級の実現について伺います。

私は、これまで幾度となく、子供たちの学びの場を、教育環境をよくするためにも少人数学級が必要だとして、その早期実現を求めてまいりました。今、コロナ禍の下に子供たちが置かれて、より一層その必要性が急がれているというふうに思います。

現在、小学校1・2年生を30人、中学校1年生を35人、またモデル的に3・4年生を35人学級で運営がなされておりますが、少人数学級の効果について、教育長の御所見と併せ、お聞かせください。

**○教育長（日隈俊郎君）** お話にありました

が、現在、本県におきましては、国からの教職員加配定員を活用しまして、学校生活に慣れていない段階であります小学校1・2年生の30人学級と、学級担任制から教科担任制に変わる中学校1年生の35人学級の少人数学級編制を実施しております。

さらに、本年度は新たにモデル校を指定した形で、小学校3年生・4年生で、35人学級の効果検証の取組を行っているところであります。

少人数学級につきましては、きめ細かな指導の充実という点に加え、現在のコロナ禍における感染症対策という点からも、その必要性が高いものと認識しているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 文科省が、来年度予算の概算要求に少人数学級の検討を盛り込みました。

義務教育標準法を改正して、正規の制度化を目指す意向です。全国で少人数学級の実現を求める運動が広がる中、地方議会の意見書は、少なくとも現在228自治体で採択されており、国民の声が政府を動かした重要な変化だというふうに思います。

しかし、今回の概算要求は、規模も進め方も記されない「事項要求」と言われるもので、本当に法改正や予算が認められるのかは未定の状況とも言えます。

地方から、教育現場からより一層、今、声を上げていくことが必要だと思いますが、教育長の御見解を伺います。

**○教育長（日隈俊郎君）** 少人数学級の実現に向けた国への要望につきましては、これまでも継続して行ってきたところであります。

現在、国におきましては、コロナ禍における子供たちの学びの保障の観点から、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が検討されているなど、新たな動きが出てきております。

議員のお話のとおり、文部科学省からは概算要求として、事項要求という形で示されてもおります。

このため、先日、私も自ら文部科学省に出向きまして、少人数学級実現に向けた教職員定数改善等について、強く要望を行ったところでございます。

今後も引き続き、国に対して、あらゆる機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

現在実施している少人数学級は30人、35人学級ですが、コロナ禍の下では、身体的距離も取れる30人以下、20人程度が必要だというふうに思います。

少人数学級を拡充するには、教員の確保が大きな課題になっています。異常な長時間労働から教職を敬遠する傾向もあり、教員不足も深刻と聞きます。長時間労働の是正、教員の処遇改善と正規化、教員免許更新制の廃止なども求められているのではないのでしょうか。教員確保について、教育長のお考えをお聞かせください。

**○教育長（日隈俊郎君）** 少人数学級の拡充に向けましては、学級数の増加に伴う教員の確保をはじめ、人件費や学級数の増加に伴います教室などの施設整備に係る財源の確保など、様々な課題があると認識しております。

その中でも、教員の確保につきましては、現在の小中学校における教員は、本県、約6,300人でございますが、仮に、全学年を30人学級とした場合、本県の場合、新たに800人の教員の増員確保が必要であると試算しております。

県教育委員会といたしましては、教員採用試験の採用競争倍率が低迷する中、これまでも県

内外の大学と連携するなどして人材の確保に努めておりますが、なお一層、優秀な教員の確保に努める必要があるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今、学校現場には、感染症対策とゆとりある豊かな教育のために、少人数学級の導入が切に求められているというふうに思います。

少人数学級に活用可能な加配定数も活用して、すぐにでも全学年で35人学級は実現可能なのではないかと思います。しかし、加配に頼るだけでは、学校現場の切実な要求との矛盾も、当然生じてきます。非正規のフルタイムやパートタイムの教員ではなく、正規・フルタイムとして教員を増やすことが何よりも必要です。

ぜひ、教育を充実させる、ゆとりある豊かな教育のために、必要な条件整備が図られるよう尽力していただくことを、切に求めるものでございます。改めて、教育長の決意を聞かせていただきたい。

**○教育長（日隈俊郎君）** 先ほども申し上げましたけれども、少人数学級の実現ということになりますと、きめ細かな教育の充実ということが図られますので、本県としてはその方向で、国に対し要望してまいりたいと考えております。

増員については、加配ではなく基礎定数として要望しているところでございます。

**○前屋敷恵美議員** 私は、基本的にはそうすけれども、今の時点ですぐ30人、35人学級実現、少人数学級に移行できる部分は、大いにいろんな工夫もしながら努力をしていただきたいということを申し上げたところでございます。

今回の質問は以上で終わりますけれども、今年の1年ももう終わります。今日は12月1日で

す。

今年はコロナ禍の中で、県民に苦難が強いられました。年が越せるだろうか、とりわけ中小業者の方々の御苦勞が続いております。誰一人取り残すことがないように、県民の生活実態を十分に把握し、県民の苦勞にしっかりと寄り添える県政を進めていただきたい、このことを最後に申し上げまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○徳重忠夫副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会